

ご契約のしおり・約款

無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗がん剤保障)(Z03)

終身ガン治療保険

プレミアムZ

目 次

この度は、当社商品をお選びいただきありがとうございます。
この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」に分かれており、
ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
必ずご一読いただき、保険証券とともに大切に保管してください。

ご契約のしおり

・ 目的別もくじ	1
1 主な保険用語のご説明	3
2 お知らせとお願い	7
1 ご契約の締結と生命保険募集人について	7
2 チューリッヒ生命のホームページ上でお申込みいただく際のご注意について	7
3 契約申込書・告知書について	8
4 ご契約内容の確認等について	8
5 お申込みの撤回またはご契約の解除について（クーリング・オフ制度）	9
6 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	9
7 保険金額等が削減される場合について	10
8 保険金受取人・指定代理請求人について	10
9 被保険者の同意について	10
3 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）の特徴としくみ	11
1 特徴としくみ	11
2 主契約の給付について	13
3 悪性新生物と上皮内新生物について	16
4 保険料の払込免除について	16
5 付加できる特約について	17
6 特約の中途付加について	30
7 保障内容の見直しについて（ガン保険契約等の乗換えについて）	30

4	ご契約に際しての大切なことがら	35
1	告知義務について	35
2	告知義務違反について	36
3	責任開始期前に疾病・傷害等が生じている場合	37
4	保障の開始時期（責任開始期）について	37
5	給付金等のお支払いについて	38
1	給付金等の請求手続きについて	38
2	指定代理請求制度について	40
3	給付金等をお支払いできない場合	42
4	給付金等の支払いの際の保険料精算について	49
6	保険料について	52
1	保険料の払込方法について	52
2	保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	55
7	ご契約後について	56
1	ご契約の復活について	56
2	給付金の減額・増額のお取扱いについて	56
3	ご契約の解約について	57
4	年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて	58
5	ご契約者以外の者による解約の効力について	58
6	受取人の変更について	59
7	受取人が死亡された場合について	59
8	被保険者が死亡された場合について	59
9	税法上のお取扱いについて	60
10	管轄裁判所について	61
11	被保険者によるご契約者への解約の請求について	61
8	チューリッヒ生命からのお願い	62
1	受取人・住所などの変更にとまなう諸手続きについて	62
9	その他生命保険に関するお知らせ	66
1	個人情報のお取扱いについて	66
2	「生命保険契約者保護機構」について	71
	・お問合せおよび苦情・相談窓口	73

約 款

1	無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）普通保険約款	74
2	ガン治療特約	89
3	ガン手術特約（Z03）	97
4	ガン入院特約（Z03）	104
5	ガン先進医療特約（Z06）	109
6	悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）	114
7	ガン通院特約（Z03）	117
8	ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03）	122
9	ガン診断特約（Z03）	127
10	電磁的方法による申込等に関する特約	133
11	電磁的保険証券の発行に関する特約	136
12	指定代理請求特約	138
13	口座振替特約	142
14	クレジットカード支払特約	146
15	ガン保険契約等の乗換に関する特約	150
	（別表）	155

目的別もくじ

次のような場合には、下記のページをご覧ください。

こんなときは

このページをご覧ください

はじめに

保険用語がわからない

主な保険用語のご説明

3

申込みを撤回したい（クーリング・オフについて知りたい）

クーリング・オフ制度

9

保険の内容について

どんな時に給付金等が支払われるのか知りたい

無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）の特徴としくみ

11

給付金などのお支払いについて

給付金等を請求したい

給付金等の請求手続きについて

38

給付金等が受取れないケースを知りたい

給付金等をお支払いできない場合

42

指定代理請求について知りたい

指定代理請求制度について

40

ご契約について

加入時に注意しておくことを知りたい

告知義務について
告知義務違反について

35、36

いつから保障が開始するか知りたい

保障の開始時期（責任開始期）について

37

保険料の払込方法について知りたい

保険料の払込方法について

52

保険料の振替口座を変更したい

保険料の払込方法について

52

保険料の口座振替ができなかったらどうなるの？

保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

55

効力を失った保険契約をもとに戻したい

ご契約の復活について

56

こんなときは

このページをご覧ください

ご契約後について

保険契約を解約したい

ご契約の解約について

57

生命保険にかかわる税金について知りたい

税法上のお取扱いについて

60

住所を変更したい

チューリッヒ生命からのお願い

62

か 会社（かいしゃ）

当社（チューリッヒ生命保険株式会社）のことを指します。

解約払戻金（かいやくはらいもどしきん）

ご契約が解約された場合などにご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。

き 給付金（きゅうふきん）

被保険者が約款に定めるお支払事由（所定の入院をされたときなど）に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。

給付金受取人（きゅうふきんうけとり）

給付金を受取る人のことをいいます。

け 契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことをいいます。例えば、月単位の応当日といったときは、各月ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

契約者（けいやくしゃ）

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。

契約年齢（けいやくねんれい）

ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、当社では満年齢を使用しています。
（例） 24歳7ヶ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

契約日（けいやくび）

通常は保障の開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険種類（ガン保険など）、保険料の払込方法（経路）によっては、契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

こ 公的医療保険制度（こうてきいりょうほけんせいど）

つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

こ 告知義務 (こくちぎむ)

ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みをされるときなどに、ご健康状態やご職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことがら（告知事項）についてありのままを報告していただく義務があり、この義務のことをいいます。

告知義務違反 (こくちぎむいはん)

当社がおたずねした重要なことがら（告知事項）について、ご報告いただけなかったり、故意に事実を曲げて報告されることをいいます。この場合、当社はご契約を解除し、その効力を消滅させることができます。

し 失効 (しっこう)

払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)

給付金について、受取人と被保険者が同一で、受取人が給付金を請求できない特別な事情があるときに、その代理人として給付金を請求することができる人のことをいいます。契約者が被保険者の同意を得て指定することができます。

主契約 (しゅけいやく)

約款のうち、「普通保険約款」に記載されている契約内容のことをいいます。

診査 (しんさ)

診査医扱のご契約に申込みれた場合には、会社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、人間ドック等の結果にもとづく方法もあります。

せ 責任開始期 (日) (せきにんかいしき・び)

当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といます。

責任準備金 (せきにんじゅんびきん)

将来の保険金などをお支払いするために保険料のなかから積立てるものをいいます。

先進医療 (せんしんいりょう)

厚生労働大臣が定めた公的医療保険制度が適用されない高度な医療技術をいいます。

た 第1回保険料充当金（相当額）（だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん・そうとうがく）

ご契約お申込時にお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

ち 中途付加（ちゅうとふか）

保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに新たな特約を付加することをいいます。

と 特約（とくやく）

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法（経路）など主契約と異なる特別な約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。

は 払込期月（はらいこみきげつ）

保険料を払込むべき月のことをいいます。契約応当日の属する月の初日から末日までをいい、年払の場合は1年ごとに、月払の場合は毎月あります。

ひ 被保険者（ひほけんしゃ）

生命保険の対象として保険（保障）がかけられている人のことをいいます。

ふ 復活（ふっかつ）

失効したご契約の効力をもとの状態に戻すことをいいます。

不てん補期間（ふてんぼきかん）

給付金等のお支払いの対象とならない期間をいいます。

ほ 保険金（ほけんきん）

被保険者が約款に定めるお支払事由（死亡または高度障害状態）に該当されたときにお支払いするお金のことをいいます。

保険金受取人（ほけんきんうけとりんにん）

ご契約者が指定した保険金を受取る人のことをいいます。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の給付金額、給付日額、保険期間などご契約の内容を具体的に記載したもののことをいいます。

ほ	保険料（ほけんりょう）
	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
	保険料期間（ほけんりょうきかん）
	年払の場合、年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間、月払の場合、月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。
や	約款（やっかん）
	「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、「普通保険約款」と「特約条項」があります。
ゆ	有効性確認日（ゆうこうせいかくにんび）
	クレジットカードが有効かつ利用限度内であること等を確認できた日をいいます。

2

お知らせとお願い

1

ご契約の締結と生命保険募集人について

①保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人（代理店等をいいます。以下同じ。）が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人がご契約締結の「代理」を行う場合は、ご契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾すれば、ご契約は有効に成立します。

②生命保険募集人について

- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社のご契約締結の媒介を行う者で、ご契約締結の代理権はありません。
- ・したがって、ご契約は、お客様からのご契約のお申込みに対して当社が承諾をしたときに有効に成立します。
- ・また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として、ご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続き例）

- ◆ 特約の中途付加
- ◆ ご契約の復活
- ・・・など

なお、生命保険募集人の権限などに関する照会先は下記のとおりです。

お客様相談部 ☎ 0120-860-129

〈受付時間〉 平日（月～金曜日）午前9時～午後5時（※土日祝日を除く）

2

チューリッヒ生命のホームページ上でお申込みいただく際のご注意について

- ・チューリッヒ生命のホームページ上でお申込みいただいたことでご契約の手続きが完了するのではなく、お申込み手続き後に所定の審査や、当社から郵送する必要書類のご返送などのお手続きがあります。
- ・各種ご確認を電磁的方法で行うことにご同意いただけない場合は、お申込みおよびチューリッヒ生命のマイページ（Z-Life）内のサービスはご利用いただけません。

3 契約申込書・告知書について

- ① 契約申込書・告知書^①は、契約者（被保険者欄・告知欄は被保険者）ご自身で、正確にご記入（ご入力）ください。
- ② 記入内容を十分お確かめの上で、ご自身で署名・捺印願います。^②
- ③ 健康状態などをありのままに正しく告知してください。^③

4 ご契約内容の確認等について

① 「保険証券」と「告知書の写し」^④をご確認ください。

- ・ ご契約が成立しますと、「保険証券」と「告知書の写し」を契約者にお送りします。^⑤
- ・ 保険証券記載の契約日、保障内容等を必ずご確認ください。
- ・ 保険証券とお申込内容が違っている場合や、お申込の際の告知に追加・訂正がある場合には、**カスタマーケアセンター^⑥**へお知らせください。
- ・ 保険証券等は、ご契約上のお手続きに必要となりますので大切に保管ください。

② 契約確認について

当社社員（または当社で委託した者）が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込内容や告知内容のご確認のために契約者・被保険者に電話や訪問をさせていただくことがあります。

③ マイページ（Z-Life）でご確認いただける内容について

お申込みの際にご入力いただいた以下のページの情報については、チューリッヒ生命のホームページ内のマイページ（Z-Life）に保存され、いつでもご確認いただくことができます。

マイページ（Z-Life）に保存されるページ	内容
お申込プランのご確認	お申込みいただいた商品の保障内容の控え
お客様情報のご入力	お客様にご入力いただいたお客様情報の控え
重要事項説明書 （契約概要／注意喚起情報）	ご契約の前に必ずご確認ください重要な事項が記載された「重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）」のPDF
ご契約のしおり・約款	保障内容やご契約に際しての大切なことがら等が記載された「ご契約のしおり」とご契約についてのとりきめが記載された「約款」が合本されたPDF
告知事項	お客様にご入力いただいた告知内容の控え
意向確認書	お客様にご確認いただいた意向確認内容の控え

- ① 電磁的方法によるときは、お申込み手続き画面とします。
- ② 電磁的方法によるときは、捺印は不要とします。
- ③ 電磁的方法によるときは、お客様自身がお申込み手続き画面に正確にご入力ください。
- ④ 電磁的方法によるときは、告知内容の控えとします。
- ⑤ 電磁的方法によるときは、「保険証券」はマイページ（Z-Life）にて確認することができます。
- ⑥ 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

5 お申込みの撤回またはご契約の解除について (クーリング・オフ制度)

- ・ご契約の申込日またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した書面または電磁的記録を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**31日以内**であれば、書面（その日の消印有効）または電磁的方法（電磁的方法により当社に通知した日）によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- ・お申込みの撤回等があった場合は、お支払いいただいた金額をお返しします。
- ・なお、以下の場合には、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。
 - ※ご契約成立後に契約内容を変更（特約の中途付加、ご契約の更新等）される場合
 - ※ご契約のお申込みのために、当社が指定する医師の診査を受けた場合
 - ※ご契約者が法人であるお申込みの場合

(お申出方法)

- ◆ 書面または電磁的方法によりお申込みの撤回等を行うことができます。
 1. 書面によるお申出：下記「お申込みの撤回等のお申出の記入例」の事項を記入のうえ、必ず郵便により、上記期限内（31日以内の消印有効）に当社までご郵送ください。
 - * チューリッヒ生命のあて先：
〒182-0026東京都調布市小島町1-32-2京王調布小島町ビル
チューリッヒ生命 契約サービス部 クーリング・オフ係
 2. 電磁的方法によるお申出：マイページ（Z-Life）にログインいただき、下記(a)～(c)の手順で入力するうえ、上記期限内（31日以内）に当社にご通知ください。
 - (a) マイページ（Z-Life）上部の「お問合せはこちら（メールでのお問合せ）」を選択
 - (b) 「お問合せ種別」で「その他」を選択
 - (c) 「お問合せ内容」に下記「お申込みの撤回等のお申出の記入例」の事項を入力
- ◆ お申込みの撤回等のお申出の記入例
 - ①申込を撤回します。
 - ②証券番号
 - ③ご契約者の氏名
 - ④生年月日
 - ⑤住所
 - ⑥電話番号
 - ⑦保険種類
 - ⑧クレジットカード支払の場合は、返金先口座

チューリッヒ生命 御中

私は下記の契約を撤回します。

証券番号	〇〇〇〇〇〇〇
契約者	スミス花子
生年月日	平成8年10月1日
住所	東京都中野区〇〇-〇〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険種類	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
返金先口座	〇〇銀行 〇〇支店
	普通 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

クレジットカード支払いを選択された場合は、初回保険料の返金先口座を必ずご記入ください

※契約者本人名義の口座に限ります。

6 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ◆ 多くの場合、**解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。**^①
- ◆ 現在のご契約を解約された場合、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- ◆ 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によってはお引受けできない場合があります。^②
- ◆ 新たにガン保険などにお申込みされる場合には、90日間の不てん補期間があります。

7 保険金額等が削減される場合について

- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・当社は、「**生命保険契約者保護機構**^③」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破たんした場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があります、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 保険金受取人・指定代理請求人について

- ・保険金・給付金等の円滑なご請求のためにも、ご契約者から保険金・給付金等の受取人・**指定代理請求人**^④の方へ、事前に契約内容についてご説明ください。

9 被保険者の同意について

- ・ご契約のお申込み時には、ご契約者とともに、保障の対象となる被保険者に告知内容やご契約内容等についてあらかじめご同意いただく必要があります。
- ・保険期間中、次の場合についても、被保険者のご同意が必要となりますのでご了承ください。

- ◆ 特約の中途付加
- ◆ 保険金・給付金等の受取人の変更
- ◆ ご契約の復活 ・ ・ ・ など

① 詳しくはp57「7-3 ご契約の解約について」

② 詳しくはp35「4-1 告知義務について」

③ 詳しくはp71「9-2 「生命保険契約者保護機構」について」

④ 詳しくはp40「5-2 指定代理請求制度について」

無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03） の特徴としくみ

1 特徴としくみ

特 徴

- ガンに関して、主契約にて、所定の抗がん剤治療を基準給付月額×120ヶ月分を限度に一生涯保障する終身タイプの保険です。なお、公的医療保険制度適用の抗がん剤に加えて、欧米で承認された所定の抗がん剤等を12ヶ月を限度に保障します。
- ガンについての給付は、上皮内新生物も保障します。ただし、悪性新生物保険料払込免除特約(Z03)は、悪性新生物のみを対象とし、上皮内新生物は保障しません。
①
- お客様のご要望に合わせ、入院、手術・放射線、診断給付金や通院、先進医療による療養に加え、ホルモン剤治療・所定の自由診療ホルモン剤治療等・緩和療養・がん診療連携拠点病院等②での所定の治療、ガンと診断された後のストレス性疾病も特約にて保障します。

① 詳しくはp17「3-5付加できる特約について」

② がん診療連携拠点病院等とは、全国で質の高いがん医療を提供することができるよう、厚生労働大臣が指定している病院等（がん診療連携拠点病院、小児がん拠点病院、がんゲノム医療拠点病院等）をいいます。

【しくみ図】

終身がん治療保険プレミアムZ

【主契約】

無解約払戻金型
終身がん治療保険
(抗がん剤保障)(Z03)

抗がん剤治療給付金

自由診療抗がん剤治療給付金

I 型

II 型

一生涯保障



がん治療特約

ホルモン剤治療給付金

自由診療ホルモン剤治療給付金

がん緩和療養給付金

がん治療関連給付金

がん手術特約(Z03)

がん手術給付金

がん特定手術給付金

がん放射線治療給付金

がん入院特約(Z03)

がん入院給付金

がん先進医療特約 (Z06)

がん先進医療給付金

がん先進医療支援給付金

悪性新生物保険料 払込免除特約(Z03)

悪性新生物保険料払込免除

がん通院特約(Z03)

がん通院給付金

がん診断後ストレス性 疾病特約(Z03)

がん診断後ストレス性疾病給付金

がん診断特約(Z03)

がん診断給付金

一生涯保障



ご注意

▲ご契約内容により、お支払いできる給付金等の種類は異なります。
詳しくは保険証券をご確認ください。

▲がん（悪性新生物・上皮内新生物）に関する保障の責任開始期は、
保険期間の始期からその日を含めて91日目からとなります。

2 主契約の給付について

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人 ^①
抗がん剤治療 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に ■ 診断確定 されたガン ^② の治療 を目的として、公的医療保険制度 の給付対象となる■ 所定の抗がん剤治療 を受けたとき	支払事由に該当した日が属 する月ごとに 基準給付月額	被保険者
自由診療抗がん剤 治 療 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に診 断確定されたガンの治療を目的 として、つぎのいずれかを満たす 抗がん剤治療を受けられたとき ・ ■ 欧米で承認された抗がん剤 のうち公的医療保険制度適用 の抗がん剤以外のものを用い た抗がん剤治療であること ・ 所定の先進医療 ^③ による療養 であること ・ 所定の患者申出療養 ^④ による 療養であること	支払事由に該当した日が属 する月ごとに 基準給付月額×2（Ⅰ型） 基準給付月額×4（Ⅱ型）	被保険者

<自由診療抗がん剤治療給付金の型^⑤>

自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率の型	自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率
Ⅰ 型	2 倍
Ⅱ 型	4 倍

■**診断確定**

悪性新生物・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。（ただし、悪性新生物では、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同様）

- ① 契約者が法人の場合には、契約者を給付金の受取人とすることが出来ます。「3-5付加できる特約について」においても同様です。
- ② ガンについては、詳しくは約款別表56対象となるガン(p168)をご参照ください。
- ③ 先進医療については、詳しくは約款別表44先進医療(p164)をご参照ください。
- ④ 患者申出療養については、詳しくは約款別表70患者申出療養(p170)をご参照ください。
- ⑤ 自由診療抗がん剤治療給付金の型はご加入時にお客様にご選択いただき、以後の変更は取扱いません。

所定の抗がん剤治療

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表^①により薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤を用いた抗がん剤治療をさします。

対象となる抗がん剤

対象となる抗がん剤とは、ガンを破壊またはガンの発育・増殖を抑制することを目的とした治療のために使用された、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている薬剤を指し、投薬または処方された時点において、つぎのいずれかに該当する薬剤をいいます。

- ① 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤
- ② 総務大臣が定める日本標準商品分類の医薬品において「8742 腫瘍用薬」に分類される薬剤。ただし、世界保健機関の解剖治療化学分類法による 医薬品分類のうち L02（内分泌療法）に分類される薬剤を除きます。
- ③ 再生医療等製品で、かつ薬価基準に収載された薬剤

欧米で承認された抗がん剤

欧米で承認された抗がん剤とはつぎの抗がん剤をいいます。

対象となる欧米で承認された抗がん剤

対象となる欧米で承認された抗がん剤とは、ガンを破壊またはガンの発育・増殖を抑制することを目的とした治療のために使用された薬剤を指し、投薬または処方された時点において、米国または欧州において承認されたものであり、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち L01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

（注1）日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医がこれらと同等であると認めた抗がん剤を含みます。

（注2）「米国または欧州において承認されたもの」とは、例えば、つぎのものをいいます。

- (1) 米国国立がん研究所（NCI）が定める抗がん剤
- (2) 米国 National Comprehensive Cancer Network（NCCN）の Compendium（便覧）に定める抗がん剤
- (3) 米国食品医薬品局（FDA）が New Molecular Entity（NME）Drug and New Biologic Approvals（新規分子化合物・新規生物学的製剤承認）または New Molecular Entity and New Therapeutic Biological Product Approvals（新規分子化合物・新規バイオ医薬品承認）の各年のリストに掲載した抗がん剤
- (4) 欧州医薬品庁（EMA）が New Active Substance（NAS、新規活性物質）として承認した抗がん剤

① 公的医療保険制度については約款別表41¹公的医療保険制度(p 164)、医科診療報酬点数表については約款別表45²医科診療報酬点数表(p 164)、歯科診療報酬点数表については約款別表46³歯科診療報酬点数表(p 164) をご参照ください。

▶ 支払事由に該当した日が属する月とは、以下のいずれかの日を含む月をいいます。

- (1) 注射による投与が医師^①により行われた場合、投与された日
- (2) 経口による投与が行われた場合、医師が作成した処方せんにもとづくその抗がん剤等の投薬期間に属する日のうち、その抗がん剤等を投与すべきとされる日（被保険者が生存している日に限る）
- (3) (1)(2)に該当しない場合、医師がその抗がん剤等を処方した日

- ▶ 給付金の金額が減額された場合には、支払事由に該当した日が属する月の1日現在の給付金の金額とします。
- ▶ 同一の月に抗がん剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の抗がん剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
- ▶ 同一の月に自由診療抗がん剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の自由診療抗がん剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
- ▶ 同一の日に抗がん剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、抗がん剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
- ▶ 同一の日に自由診療抗がん剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、自由診療抗がん剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。

<お支払限度>

給付金等の名称	お支払限度
抗がん剤治療給付金	通算支払金額：基準給付月額×120ヶ月分
自由診療抗がん剤治療給付金	通算支払月数：12ヶ月

- ▶ 主契約すべての給付金の支払額を通算して基準給付月額×120ヶ月分に達した場合、その後の主契約のすべての給付金をお支払いしません。その場合で、給付金を保障する特約が付加されている場合には、契約は消滅せず、付加された特約の保障は継続します（この場合、主契約部分の保険料の払込みを要しません）。
- ▶ 自由診療抗がん剤治療給付金の通算支払月数が12ヶ月に達した場合、その後の自由診療抗がん剤治療給付金をお支払いしません。その場合で、主契約すべての給付金の支払額を通算して基準給付月額×120ヶ月分の限度に達していないときは、抗がん剤治療給付金の保障は継続します。
- ▶ 給付金のお支払いによりお支払限度額（基準給付月額×120ヶ月分）までの残額が給付金の額に満たなくなった場合は、その残額をお支払いします。

公的医療保険制度等の変更が将来行なわれたときは、主務官庁の認可を得て、お支払事由等の変更を行うことがあります。この場合、変更日の2ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

① 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

3 悪性新生物と上皮内新生物について

- ・悪性新生物とは、無制限に増殖し、浸潤・転移をおこす悪性の腫瘍です。
- ・上皮内新生物は、「上皮内ガン」と呼ばれる場合もあり、上皮内にとどまり基底膜を越える浸潤のない、ごく初期のガンを指します。多くの場合切除することにより完治します。
- ・無解約払戻金型終身がん治療保険（抗がん剤保障）（Z03）では、良性新生物（良性の腫瘍）については、お支払いの対象とはなりません。

4 保険料の払込免除について

保険料の払込を免除する場合	免除事由に該当しても 保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態 ^① に該当したとき	(1) 被保険者の自殺行為 (2) 保険契約者または被保険者の故意 (3) 被保険者の犯罪行為
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故 ^② による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態 ^③ に該当したとき	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

- ▶ 「戦争その他の変乱」または「地震、噴火または津波」により所定の身体障害状態になられた場合、該当する被保険者の数によっては、保険料の一部または全額についてその払込みを免除しないことがあります。

① 約款別表3 対象となる高度障害状態 p161
 ② 約款別表2 対象となる不慮の事故 p158
 ③ 約款別表4 対象となる身体障害の状態 p161

5 付加できる特約について

- ・ご契約により、付加されている特約は異なります。詳しくは保険証券をご確認ください。
- ・主契約が、責任開始期前にガンと診断確定されたことにより無効となった場合には、付加されている特約もすべて無効となります。
- ・主契約が解約等により消滅した場合、付加されている特約も同時に消滅します。
- ・保険期間および保険料払込期間はそれぞれ主契約と同一です^①。

①ガン治療特約

特 徴

- 被保険者がガンにより所定の治療を受けられたときに、所定の給付金をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ホルモン剤治療 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として、公的医療保険制度の給付対象となる 所定のホルモン剤治療 を受けたとき	支払事由に該当した日 が属する月ごとに、 5万円	被保険者
自由診療 ホルモン剤治療 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として、つぎのいずれかを満たすホルモン剤治療を受けられたとき ・欧米で承認されたホルモン剤のうち公的医療保険制度適用のホルモン剤以外のものを用いたホルモン剤治療であること ・所定の先進医療^②による療養であること ・所定の患者申出療養^③による療養であること	支払事由に該当した日 が属する月ごとに、 10万円	被保険者
ガン緩和療養 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に生じたガンの疼痛緩和を目的として、つぎのいずれかに該当するとき ・所定の疼痛緩和薬が処方・投与される入院または通院をしたとき ・所定の緩和ケアが行われる入院をしたとき	支払事由に該当した日 が属する月ごとに、 5万円	被保険者

① 別途定められる普通保険約款の給付限度額に達した場合や特約の消滅事由に該当した場合を除きます。

② 先進医療については、詳しくは約款別表44先進医療(p164)をご参照ください。

③ 患者申出療養については、詳しくは約款別表70患者申出療養(p170)をご参照ください。

ガン治療関連 給 付 金	被保険者が、責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした がん診療連携拠点病院等 への入院または通院で、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の算定対象となる治療を行い、その治療と同一の月に所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療・手術・放射線治療・緩和療養を行っていないとき	支払事由に該当した日が属する月ごとに、5万円	被保険者
-----------------	--	------------------------	------

▶ 所定のホルモン剤治療

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表により薬剤料または処方せん料が算定されるホルモン剤を用いたホルモン剤治療をさします。

対象となるホルモン剤

対象となるホルモン剤とは、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン、またはホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を指し、投薬または処方された時点において、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている薬剤で、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち L02（内分泌療法）に分類される薬剤をいいます。

▶ 欧米で承認されたホルモン剤

欧米で承認されたホルモン剤とはつぎのホルモン剤をいいます。

対象となる欧米で承認されたホルモン剤

対象となる欧米で承認されたホルモン剤とは、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン、またはホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を指し、投薬または処方された時点において、米国または欧州において承認されたものであり、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち L02（内分泌療法）に分類される薬剤をいいます。

（注 1）日本臨床腫瘍学会ががん薬物療法専門医がこれらと同等であると認めたホルモン剤を含みます。

（注 2）「米国または欧州において承認されたもの」とは、例えば、つぎのものをいいます。

- （1）米国国立がん研究所（NCI）が定めるホルモン剤
- （2）米国 National Comprehensive Cancer Network（NCCN）の Compendium（便覧）に定めるホルモン剤
- （3）米国食品医薬品局（FDA）が New Molecular Entity（NME）Drug and New Biologic Approvals（新規分子化合物・新規生物学的製剤承認）または New Molecular Entity and New Therapeutic Biological Product Approvals（新規分子化合物・新規バイオ医薬品承認）の各年のリストに掲載したホルモン剤
- （4）欧州医薬品庁（EMA）が New Active Substance（NAS、新規活性物質）として承認したホルモン剤

ご契約の
しおり

1

主な保険用語の説明

2

お知らせとお願い

3

無解約払戻金型終身がん治療保険
（抗がん剤保障）（203の特徴としくみ）

4

ご契約に際しての
大切なことがら

5

給付金等の
お支払いについて

- ▶ ホルモン剤治療給付金および自由診療ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当した日が属する月とは、以下のいずれかの日を含む月をいいます。

- (1) 注射による投与が医師^①により行われた場合、投与された日
(2) 経口による投与が行われた場合、医師が作成した処方せんにもとづくそのホルモン剤等の投薬期間に属する日のうち、そのホルモン剤等を投与すべきとされる日（被保険者が生存している日に限る）
(3) (1)(2)に該当しない場合、医師がそのホルモン剤等を処方した日

- ▶ 同一の月にホルモン剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初のホルモン剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
- ▶ 同一の月に自由診療ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の自由診療ホルモン剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
- ▶ 同一の日にホルモン剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、ホルモン剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
- ▶ 同一の日に自由診療ホルモン剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、自由診療ホルモン剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。

▶ 所定の疼痛緩和薬が処方・投与される入院または通院

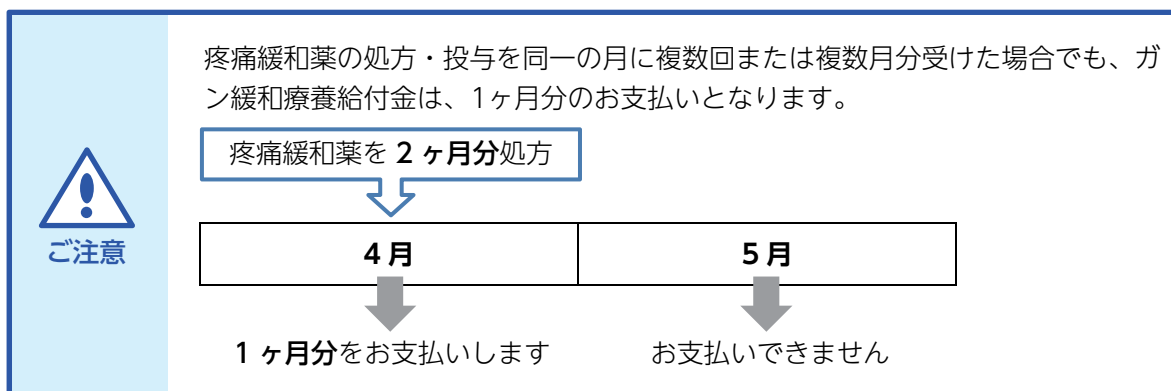
ガン性疼痛緩和を目的とした医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をさします（その薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度の対象となること）。

▶ 所定の緩和ケアが行われる入院

ガン性疼痛等の各種症状の緩和を目的とした、医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をさします（その緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が公的医療保険制度の対象となること）。

▶ ガン診療連携拠点病院等

「ガン診療連携拠点病院等」とは、全国で質の高いガン医療を提供することができるよう、厚生労働大臣が指定している病院等（ガン診療連携拠点病院、小児ガン拠点病院、ガンゲノム医療拠点病院等）をいいます。



① 看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。

<お支払限度>

給付金等の名称	お支払限度		
ホルモン剤治療給付金	通算支払金額：600万円		
自由診療ホルモン剤治療給付金			通算支払月数： 12ヶ月
ガン緩和療養給付金			通算支払月数： 12ヶ月
ガン治療関連給付金			通算支払月数： 12ヶ月

公的医療保険制度等の変更が将来行なわれたときは、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由等の変更を行うことがあります。この場合、変更日の2ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

ご契約の
しおり

1

主な保険用語のご説明

2

お知らせとお願い

3

無解約払戻金型終身ガン治療保険
(抗がん剤保障)の特約について

4

ご契約に際しての
大切なことがら

5

給付金等の
お支払いについて

②ガン手術特約（Z03）

特 徴

- 被保険者がガンにより所定の手術または放射線治療を受けられたときに、所定の給付金をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ガン手術給付金	被保険者が、責任開始期以後に生じたガンの治療を目的として、所定の手術を受けられたとき	1回の手術につき ガン手術給付金額	被保険者
ガン特定手術給付金	(1) 被保険者が、責任開始期以後に生じたガンの治療を目的として、つぎのいずれかの所定の手術を受けられたとき ・乳房観血切除術 ・子宮摘出術 ・卵巣摘出術 ・子宮摘出術および卵巣摘出術を除く、子宮または子宮附属器に分類される手術 (2) (1)の乳房観血切除術を受けたことによる所定の乳房再建術を受けられたとき	1回の手術につき ガン手術給付金額 ×0.5	被保険者
ガン放射線治療給付金	被保険者が、責任開始期以後に生じたガンの治療を目的として、所定の放射線治療を受けられたとき（血液照射を除きます）	放射線治療1回につき ガン放射線治療給付金額 (60日に1回限度)	被保険者

- ▶ 同時にガン手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術を受けたものとみなして、ガン手術給付金をお支払いします。
- ▶ 同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術については、最初に受けた1つの手術についてのみガン手術給付金およびガン特定手術給付金をお支払いします。
- ▶ 同一の日にガン放射線治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、ガン放射線治療給付金はそのうちいずれか1つの放射線治療に対してのみお支払いします。
- ▶ 同一の放射線治療を複数回受けた場合で、かつ、当該放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療については、最初に受けた1つの放射線治療についてのみガン放射線治療給付金をお支払いします。

＜ガン特定手術給付金のお支払限度＞

ガン特定手術給付金の支払事由に該当する手術	お支払限度
乳房観血切除術	1 乳房につき 1 回
子宮摘出術	1 回
卵巣摘出術	1 卵巣につき 1 回
子宮または子宮附属器に分類される手術	1 回
乳房再建術	1 乳房につき 1 回

- ▶ 同時に複数の手術を行った場合および同時に両乳房もしくは両卵巣について手術を行った場合であっても、会社は、各手術および各乳房もしくは各卵巣毎にそれぞれ個別に手術を行ったものとしてガン特定手術給付金をお支払いします。

公的医療保険制度等の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由の変更を行うことがあります。この場合、変更日の 2 ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

③ガン入院特約（Z03）

特 徴

- 被保険者がガンにより入院をされたときに、所定の給付金をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ガン入院給付金	被保険者が、責任開始期以後に生じたガンの治療を直接の目的として入院されたとき	ガン入院給付日額 × 入院日数	被保険者

ご契約の
しおり

1

主な保険用語のご説明

2

お知らせとお願い

3

無解約払戻金終身ガン治療保険
（抗がん剤保障（Z03）の特約とくみ

4

ご契約に際しての
大切なことがら

5

給付金等の
お支払いについて

④ガン先進医療特約（Z06）

特 徴

- 被保険者がガンの治療を目的として先進医療による療養を受けられたときに、所定の給付金をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ガン先進医療 給 付 金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する療養 ^① を受けられたとき (1) 責任開始期以後に生じたガンを直接の原因とする療養であること (2) 先進医療による療養であること	先進医療にかかわる技術料と同額 (通算2,000万円限度) ^②	被保険者
ガン先進医療 支 援 給 付 金	被保険者が、ガン先進医療給付金 ^③ が支払われる療養を受けられたとき	20万円	被保険者



ご注意

- ▲同一の被保険者において、当社が先進医療を保障する特約の複数加入はできません。
- ▲契約日時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けられた時点で先進医療の対象外となった場合は、ガン先進医療給付金のお支払いはできません。
- ▲「先進医療」による療養は、厚生労働大臣が定める特定の病院または診療所にて行われるものに限りします。

① 「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

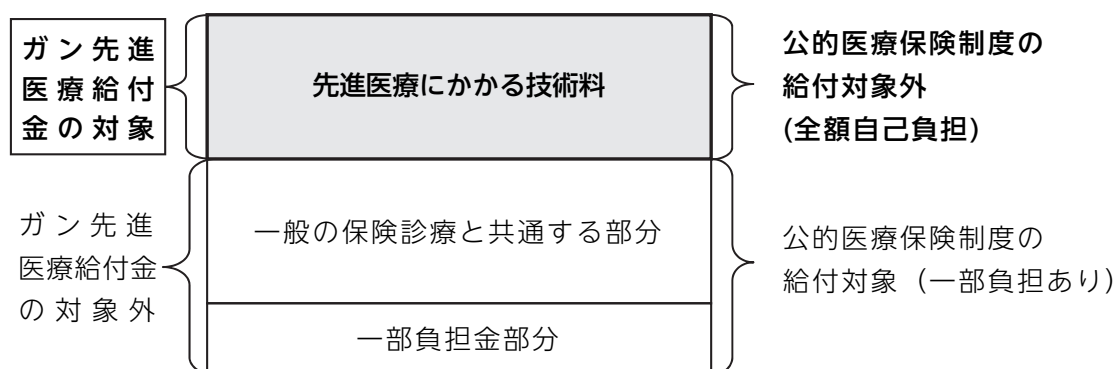
② ガン先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。

③ ガン先進医療支援給付金のお支払いは、同一の先進医療による療養について1回限りとします。

公的医療保険制度等の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由の変更を行うことがあります。この場合、変更日の2ヶ月前までに、契約者にその旨を通知します。

＜お支払いの対象となる先進医療について＞^①

- ・「先進医療」とは、厚生労働大臣が定めた公的医療保険制度が適用されない医療技術をいいます。
- ・「先進医療」による療養を受ける場合には、一般的な治療にかかる費用は健康保険法、国民健康保険法などの公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療にかかる技術料は給付対象外となるため、全額患者の自己負担となります。
- ・この特約のガン先進医療給付金は、この自己負担となる先進医療にかかる技術料部分と同額を、保険期間を通算して2,000万円を限度として保障します。



- ・最新の先進医療技術名および実施している医療機関名については厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html>) をご確認ください。ただし、一覧に記載のある医療技術であっても、その治療方法、対象となる症例などによっては、対象の先進医療に該当しないこともありますので、治療を受けられる前に医師にご確認ください。

① 記載の内容は2023年4月現在のものです。制度の変更にともない記載の内容が変更されることがあります。

⑤悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）

特 徴

- 被保険者が悪性新生物と診断された場合に、以後の保険料の払込みを免除します。

保険料の払込みを免除する場合

被保険者が、責任開始期以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物と診断確定された場合。



ご注意

- ▲責任開始期前に悪性新生物と診断されていた場合は、保険料の払込みの免除の対象となりません。
- ▲上皮内新生物は、保険料の払込免除の対象となりません。
- ▲この特約は、保険期間の中途での付加および解約ができません。

⑥ガン通院特約（Z03）

特 徴

- 被保険者がガンにより通院されたときに、所定の給付金をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ガン通院給付金	被保険者が、責任開始期以後に生じたガンの治療を直接の目的とした入院をし、つぎのいずれかに該当する通院をされたとき 入院前通院 入院日の前日からその日を含めてさかのぼって60日以内に、その入院の原因となったガンの治療を目的に所定の通院をされたとき 退院後通院 退院日の翌日からその日を含めて365日以内に、その入院の原因となったガンの治療を目的に所定の通院をされたとき	通院1日につき、ガン通院給付日額	被保険者

通院の時期	お支払対象となる入院にかかる通院期間	支払日数の限度
入院前通院の場合	入院の前日からさかのぼって60日以内	—
退院後通院の場合	退院の翌日から365日以内	120日



ご注意

ガン入院給付金が支払われる入院中の通院についてはお支払いできません。

ご契約の
しおり

1

主な保険用語のご説明

2

お知らせとお願い

3

無解約払戻金型終身ガン治療保険
（抗がん剤保障（Z03）の特徴としくみ）

4

ご契約に際しての
大切なことがら

5

給付金等の
お支払いについて

⑦ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03）

特 徴

- 被保険者が**ガンと診断された後5年以内**に、所定のストレス性疾病を発病したときに、**所定の給付金**をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ガン診断後 ストレス性 疾病給付金	被保険者が、責任開始期以後にガンと診断確定された後、その日からその日を含めて5年を経過した日までに、 所定のストレス性疾病 を発病したと日本の医師によって診断されたとき	ガン診断後ストレス性 疾病給付金額	被保険者

所定のストレス性疾病

所定のストレス性疾病とは以下の枠内に示す疾病をいいます。

統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害／気分[感情]障害／神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害／摂食障害／非器質性睡眠障害／胃潰瘍／十二指腸潰瘍／潰瘍性大腸炎／過敏性腸症候群／更年期障害

<お支払限度>

給付金等の名称	お支払限度
ガン診断後ストレス性疾病給付金	1 回

⑧ガン診断特約（Z03）

特 徴

- 被保険者が責任開始期以後にガンと診断確定されたときに所定の給付金をお支払いします。

給付金の種類	お支払事由	お支払金額	受取人
ガン診断給付金	被保険者がつぎのいずれかに該当したとき 初回 責任開始期以後に以下のガンと診断確定されたこと i. 上皮内新生物 ii. i.、 iii. または iv. 以外のガン iii. 「TNM悪性腫瘍の分類」にⅢ期を含んだ病期分類が記載されているガンのうち病期分類上のⅢ期のガン iv. 「TNM悪性腫瘍の分類」にⅣ期を含んだ病期分類が記載されているガンのうち病期分類上のⅣ期のガンおよび特定のガン 2回目以降 前回のお支払事由発生時からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、ガンの治療を直接の目的として入院されたとき	【i.の場合】 ガン診断基準給付金額×0.1 【ii.の場合】 ガン診断基準給付金額×0.5 【iii.の場合】 ガン診断基準給付金額 【iv.の場合】 ガン診断基準給付金額×1.5	被保険者

- ▶ ガン診断給付金を支払った後に上位の病期に進行した場合、その病期に応じたガン診断給付金と直前に支払ったガン診断給付金との差額があるときは、その差額をお支払いします。ただし、ガンと診断確定された日またはガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に入院していた場合には、その時点の病期に応じたガン診断給付金を新たにお支払いします。

ご契約の
しおり

1

主な保険用語のご説明

2

お知らせとお願い

3

無解約払戻金型終身ガン治療保険
（抗がん剤保障）（Z03の特約とくみ

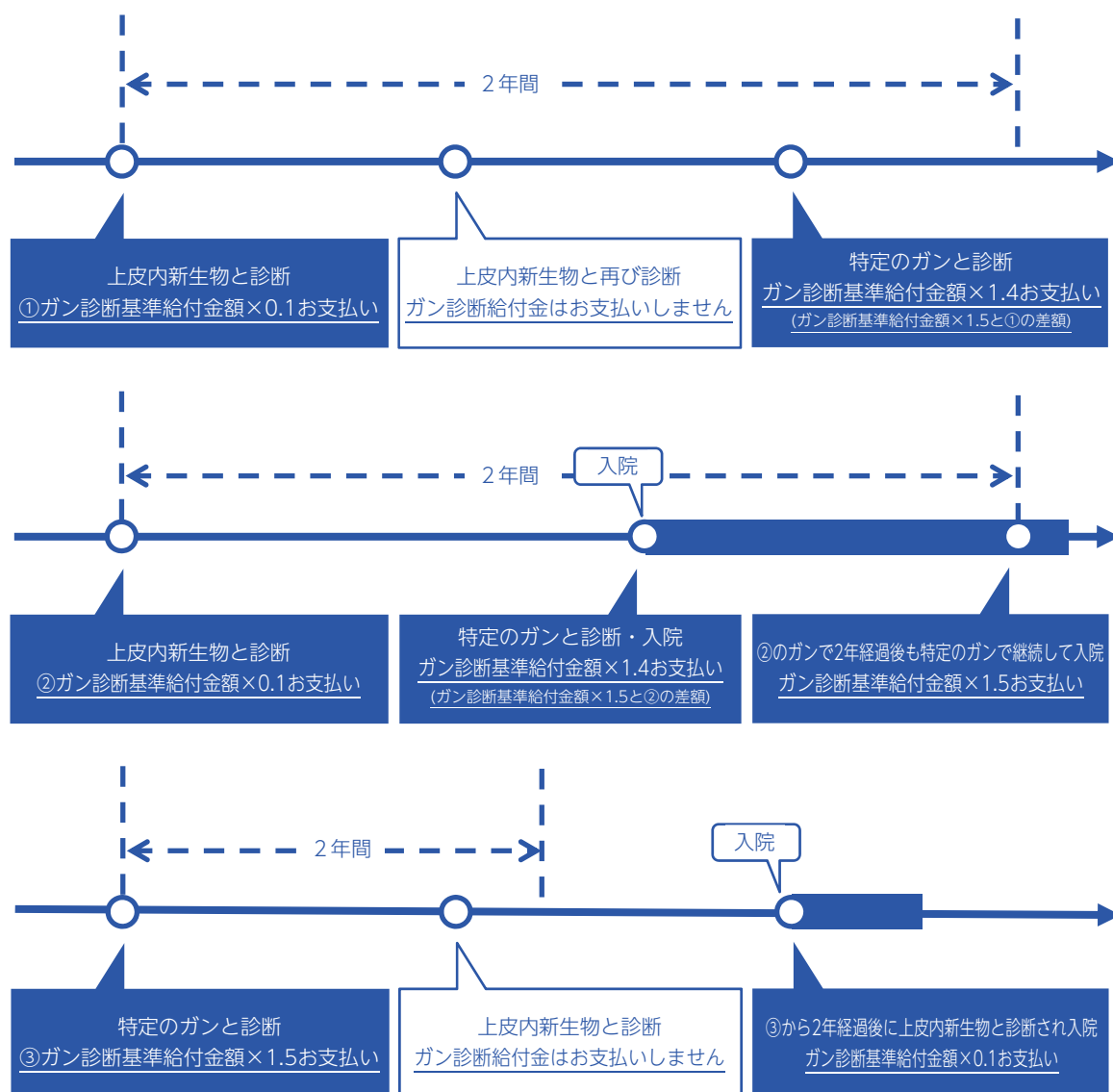
4

ご契約に際しての
大切なことがら

5

給付金等の
お支払いについて

<ガン診断給付金のお支払イメージ>



6 特約の中途付加について

- ・ご契約後に特約を付加（中途付加）することができます。ただし、将来事前の予告なく、特約の募集を停止することがあります。この場合は特約の中途付加についてもお取り扱いできません。
- ・中途付加のお取扱いに際しては、改めて告知などのお手続きが必要となり、所定の引受条件を満たす必要があります。



ご注意

- ▲つぎの特約は、ご契約中に解約（中途解約）および付加（中途付加）することができません。
- ⑤悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）

7 保障内容の見直しについて（ガン保険契約等の乗換えについて）

当社のガン保険契約等にご加入のお客様は「ガン保険契約等の乗換えに関する特約」を付加することで、所定の要件を満たせば、保障を途切らせることなく、ご契約を乗り換えることができます。

①ガン保険契約等の乗換えの概要

- ・ガン保険等の乗換えにあたっては、あらためて健康状態等の告知をいただく必要があります。^①
- ・乗換後契約^②が成立した場合、乗換前契約^③の解約は、乗換後契約の保険期間の始期の前日の終了をもって効力が生じます。
- ・万一、乗換後契約の不てん補期間終了前にガンと診断確定された場合は、乗換前契約の解約を取り消し、乗換前契約の給付金等のお支払事由に該当する場合は、乗換前契約の給付金等をお支払いします。



ご注意

次のような場合、乗換えのお取扱いができません。

- ▲ご契約後、乗換えまでの間に給付金のお支払いがある場合
- ▲特約のみの乗換えの場合 など

^① 健康状態等に関する告知の内容等によっては、乗換後契約をお引き受けできないことがあります。その場合、乗換前契約の解約のご請求はなかったものとします。

^② 乗換えによって新たに成立する契約を乗換後契約といいます。

^③ 乗換えによって解約される契約を乗換前契約といいます。

②乗換えの対象となる保険種類

(乗換前契約)

※乗換前契約が「本人・妻型」の場合、乗換前契約と乗換後契約でそれぞれ契約者が異なる法人契約の場合にはお取り扱いしません。法人契約の場合、乗換前契約および乗換後契約の契約者は同一法人に限ります。

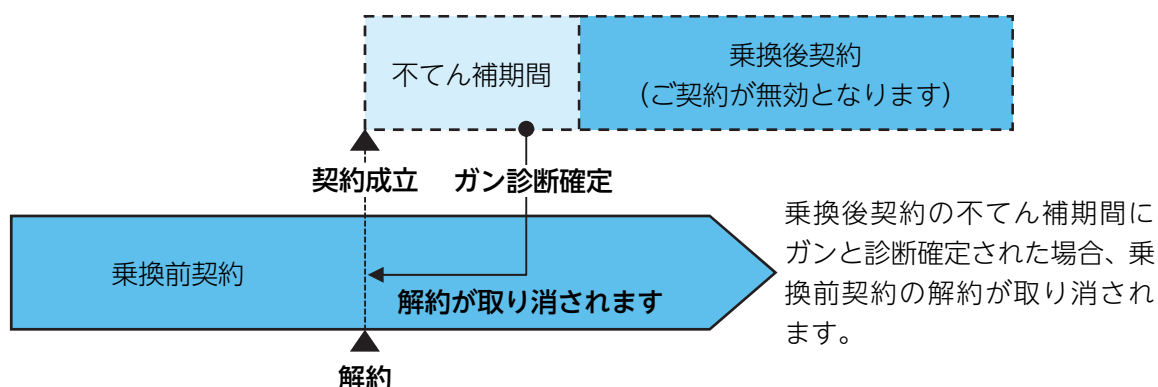
主契約	
・ ガン保険	・ 終身ガン保険
・ ガン保険(2001)	・ ガン保険(2007) ・ ガン診断保険
・ 無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗がん剤等保障)	
・ 無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗がん剤等保障)(Z02)	
・ 無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗がん剤保障)(Z03)	



(乗換後契約) 乗換後契約に「ガン保険契約等の乗換に関する特約」が付加されます。

主契約
・ 無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗がん剤保障)(Z03)

③乗換後契約の不てん補期間終了前にガンと診断確定された場合の取扱い



乗換前契約の責任開始期以後、乗換後契約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されたことなどにより乗換後契約が無効となる場合は、乗換前契約の解約を取り消し、次のとおり取扱います。

- ・乗換前契約の責任開始期前に診断確定されたガンについて、乗換前契約の給付金のお支払対象となることがあります。
- ・乗換後契約（保険契約が更新された場合はその更新後の保険契約を含みます。）について既に払い込まれた保険料を乗換後契約の保険契約者に払戻します。
- ・乗換前契約（保険契約が更新された場合はその更新後の保険契約を含みます。）について払込期月が到来している保険料のうち、会社に対する払込みがなされていない保険料（以下、「乗換前契約の未払込保険料等^①」といいます。）を乗換前契約の保険契約者は、会社の定める期限までに会社の定める方法により払い込むことを要します。



次のいずれかに該当するときは、乗換前契約は乗換後契約の保険期間の始期の前日に消滅し、乗換前契約の保障を受けることはできません。

- ▲乗換後契約について**詐欺による取消、不法取得目的による無効、重大事由による解除^②**に該当したとき
- ▲乗換前契約の保険契約者が、乗換前契約の未払込保険料等を当社の定める期限までに当社にお払込みいただけなかったとき
- ▲乗換後契約について、当社の定める期限までに申込みの撤回または解除をしたとき（乗換後契約をクーリング・オフしたとき）

- ▶乗換後契約の保険契約者または給付金等の受取人（乗換前契約および乗換後契約またはそれらの主契約に指定代理請求特約が付加された場合は、その指定代理請求人を含みます。以下同じ。）が乗換前契約の保険契約者または給付金等の受取人と異なる場合は、乗換前契約の保険契約者が乗換前契約の権利義務を引き継ぎ、給付金等の受取人は乗換前契約の受取人とすることができません。
- ▶ご契約を乗り換えた後で、乗換後契約と被保険者を同一とする他の保険契約が締結されたことにより、乗換前契約の解約を取り消したときに当社の定める通算限度額を超えることとなるときは、その限度を超えないこととなるまで、乗換前契約の給付金を減額し、または乗換前契約の一部を消滅させたうえで、乗換前契約の解約を取り消します。

① 乗換前契約の解約の際に解約払戻金支払われた場合は、その解約払戻金を含み、未経過保険料が払戻された場合は、その未経過保険料を含みます。

② 詳しくはp42、43「5-3 ③重大事由による解除の場合、⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合」

④乗換前契約の保険料のお払込み

- ・ガン保険契約等の乗換えにあたっては、乗換前契約について解約の効力が生じる日の属する保険料期間の末日までの保険料（「乗換前契約の最終の保険料」といいます。）のお払込みを必要とします。
- ▶乗換前契約と乗換後契約の契約応当日が異なる場合は、乗換当月分の保険料を重複してお払込みいただく必要があります。
- ▶乗換前契約の保険料払込方法が年払または半年払の場合、乗換前契約の最終の保険料として1年分または半年分の保険料のお払込みが必要です。ただし、ご契約によっては、解約月の翌月以降の未経過となっている期間に対応する保険料相当額^①をお払戻しできることがあります。
- ・乗換前契約の最終の保険料は払込期月^②内にお払込みいただきます。このため、ガン保険契約等の乗換をご請求された時期によっては、乗換前契約の最終の保険料のお払込みが乗換前契約の解約の効力が生じる日より後になることがあります。



▲乗換前契約の最終の保険料を払込猶予期間^②の末日までにお払込みいただけなかった場合、「ガン保険契約等の乗換に関する特約」は消滅します。この場合、乗換後契約の不てん補期間中にガンと診断確定されたときは、乗換前契約・乗換後契約のいずれの保障も受けることができません。

⑤乗換前契約の解約払戻金のお支払い

- ・乗換前契約に解約払戻金がある場合、解約払戻金はつぎのいずれか遅い日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- (1) 乗換前契約の解約の効力が生じた日
 - (2) 乗換後契約の申込を会社が承諾した日
 - (3) 乗換前契約の最終の保険料のお払込みの有無を当社が確認した日

^① 詳しくは p58 「7-4 年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて」

^② 詳しくは p55 「6-2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について」

⑥ガン保険契約等の乗換えに関するご注意

ご契約の乗換えはお客様にとって不利益となることがあります。上記の内容に加えて特につぎの点にご注意ください。

- ◆ 乗換前契約と乗換後契約とで保障内容が異なる場合があります。「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等によりご契約内容をご確認ください。
- ◆ 「注意喚起情報」および乗換前契約の解約の際にお渡しする「乗換に伴う解約のご請求にあたっての注意事項」には乗換えにあたって特にご注意いただきたい事項を記載しています。乗換えをご請求される前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、ご請求ください。

乗換前契約の解約の効力が生じる日が保険期間の満了日から遡及して90日以内となる場合は、つぎの点にご注意ください。

- ◆ 乗換後契約の不てん補期間中に、乗換前契約の保険期間が満了し、乗換前契約が更新されない場合は、乗換前契約の保険期間満了後、乗換後契約の責任開始期前にガンと診断確定されても、保障を受けることはできません。

ご契約のしおり

1

主な保険用語のご説明

2

お知らせとお願い

3

無解約払戻金型終身ガン治療保険
(抗がん剤保障) (203の特徴としくみ)

4

ご契約に際しての大切なことがら

5

給付金等のお支払いについて

4

ご契約に際しての大切なことがら

1

告知義務について

- ◆ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねいたします。
- ◆ ご契約に際して、ご契約者や被保険者には、健康状態やご職業などについて、事実をありのままに告知していただく義務があります。

①告知の重要性について

生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険の高い職業に従事している方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公正性が保たれません。

②告知の方法について

- ・ ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について「告知書」^①で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ・ 告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事項です。
- ・ なお、傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保障内容によってはお引受けすることがあります。（お引受けできないことや「給付金等の削減」「特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。）

③告知受領権について

- ・ 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。以下同じ。）および当社社員には告知受領権がないため、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。



- ▲生命保険募集人や当社社員に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ▲健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方は、ご契約をお引受けできない場合もあります。

^① 電磁的方法によるときは、告知情報の入力画面とします。

2 告知義務違反について

- ◆ 告知していただいた内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除させていただき、給付金等をお支払いできないことがあります。

①告知義務違反による保険契約の解除

- ・告知いただくことがらは、告知書^①に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日を含みます。以下同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約等を解除することがあります。
- ・責任開始日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が責任開始日から2年以内に生じていたときはご契約等を解除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約等を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約等を解除することができます。

②給付金等をお支払いできないことがあります。

- ・当社が保険契約を解除した場合には、たとえ給付金等のお支払事由が生じていても、お支払いできません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、保険料のお払込みを免除しません。
- ・ただし、「給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。

③ご契約を解除した場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。

④上記の告知義務違反によりご契約等を解除させていただく以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。^②

- ◆ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

- ・一般の契約と同様に告知義務があります。
- ・新たなご契約の責任開始期から告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

^① 電磁的方法によるときは、告知情報の入力画面とします。

^② 詳しくはp 42、43 「5-3 ③重大事由による解除の場合、⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合」

- ・したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご注意ください。

3 責任開始期前に疾病・傷害等が生じている場合

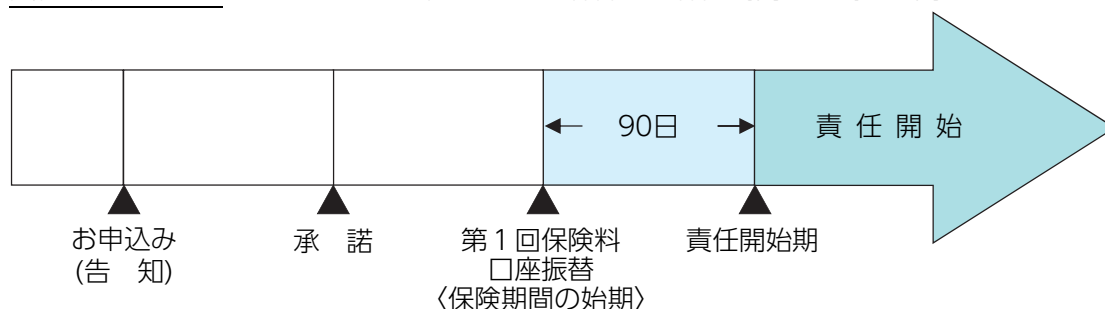
入院給付金や手術給付金などについては、責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故等を原因とする場合には、給付金等はお支払いしない規定を設けています。

4 保障の開始時期（責任開始期）について

- ◆ ガンに関する保障については、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した日（保険期間の始期）から90日間は不待補期間となります。
- ◆ したがって、保険期間の始期から91日目を責任開始期として、その日からガンに関する保障の責任を開始します。（ガン以外の保障は、保険期間の始期から責任を開始します。）

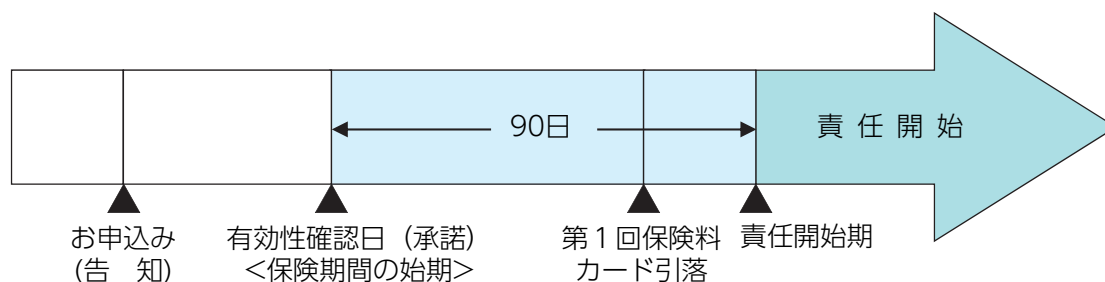
①口座振替の場合（口座振替特約付加）

第1回保険料を口座振替によりお払込みいただく場合には、お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾後、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）のお払込みおよび告知がともに完了した日（保険期間の始期）からその日を含めて91日目から保険契約上の責任を負います。ただし、ガン以外についての保障は、保険期間の始期から開始します。



②クレジットカード支払の場合（クレジットカード支払特約付加）

- ・第1回保険料をクレジットカードによりお払込みいただく場合には、当社がクレジットカードが有効かつ利用限度内であること等を確認できた日（告知前にクレジットカードの有効性等の確認をしたときは、告知の時。以下「有効性確認日」とします。）に第1回保険料を払込んでいただいたものとし、その日を含めて91日目から保険契約上の責任を負います。ただし、ガン以外についての保障は、保険期間の始期（有効性確認日）から開始します。
- ・保険期間の始期（有効性確認日）は、保険証券にてご確認ください。



5 給付金等のお支払いについて

1 給付金等の請求手続きについて

- ◆ 給付金等の請求事由が生じましたら、すみやかに**保険金・給付金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル^①**へご連絡ください。

①入院・手術等をされたとき、亡くなられたとき

- ・お手元に保険証券をご準備いただき、ご連絡いただく前に以下をご確認ください。

被保険者が入院・手術等をされたとき	被保険者が亡くなられたとき
○証券番号 ○ご契約者名、被保険者名 ○請求理由（病気、交通事故、その他の事故等） ○請求内容（入院、手術等） ○受傷日・発病日 ○入院日・退院日 ○手術日・手術名（手術を受けた場合） など	○証券番号 ○亡くなられた方（被保険者）の氏名 ○亡くなられた日 ○死亡理由（病気、交通事故、その他の事故等） ○受取人の氏名（被保険者との続柄）・連絡先 ○申出人の氏名（被保険者・受取人との続柄）・連絡先 ○亡くなられる前の入院・手術等の有無 など

②当社へ請求のご連絡をください。

- ・ **保険金・給付金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル^①**へご連絡ください。
- ・ ご請求にあたって、お取揃えが必要な書類等の詳しい説明をさせていただきます。
- ・ ご請求に必要な書類等を郵送いたします。^②

③請求書・診断書等の必要書類をご提出ください。

- ・ 当社より郵送された必要書類に必要事項をご自身でご記入ください。
- ・ ご案内した書類をお取揃えいただき、必要書類とともにご提出ください。

^① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

^② 詳しくはp62「必要書類一覧」



④当社にて書類内容を確認し、給付金等をお支払いします。

- ・必要書類の不備や記載内容の不明点がなく、事実確認を要さない場合には、当社に請求書類が到着した日^①から5営業日以内にお支払いします。
- ・ただし、次のような給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、当社に請求書類が到着した日^①から45日以内にお支払いします。

- ◆ 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
- ◆ 給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合
- ◆ 告知義務違反、重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

▶なお、医師等への事実の確認に時間を要するなどの理由で5営業日もしくは45日を経過する場合には、当社所定の遅延利息を付けてお支払いすることがあります。



▲給付金等をお支払いするための上記確認に際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の責任を負わず、その間は給付金等はお支払いできません。



⑤お支払内容をご確認ください。

- ・お支払内容の明細を郵送しますので、内容をご確認ください。

^① 「当社に請求書類が到着した日」とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

2 指定代理請求制度について

- ◆ 指定代理請求特約を付加することにより、指定代理請求の制度を適用することができます。この制度をご希望される場合には、カスタマーケアセンター^①までお申出ください。

①指定代理請求制度とは次のような制度です。

- ・ 給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない次の事情があるときは、あらかじめ指定または変更した「指定代理請求人」が、給付金等の受取人にかわって給付金等を請求することができる制度です。

- ◆ 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ◆ 当社が認める傷病名（ガン等）の告知を医師等から受けていない場合
- ◆ その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

- ・ この制度を適用するには、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定していただく必要があります。

②指定代理請求人の指定について

指定代理請求人は1名とし、次の範囲から指定してください。なお、指定代理請求人は給付金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。

- ◆ 被保険者の戸籍上の配偶者
- ◆ 被保険者の直系血族
- ◆ 被保険者の兄弟姉妹
- ◆ 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

^① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

③指定代理請求の対象となる給付金等について

指定代理請求人は、次の請求をすることができます。

- ◆ 被保険者が受取ることとなる給付金等（被保険者とご契約者が同一でご契約者が受取ることになる給付、被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- ◆ 被保険者とご契約者が同一の場合の保険料の払込免除



ご注意

- ▲ 指定代理請求人の方が給付金等を請求される場合には、その給付金等請求の必要書類に加えて、給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類と請求時点において上記②の範囲であることが確認できる公的書類をご提出いただきます。^①
- ▲ 給付金等を指定代理請求人に支払った場合には、給付金等の受取人がその後重複して給付金等の請求をされた場合でも、お支払いできません。

① 詳しくはp62「必要書類一覧」

3 給付金等をお支払いできない場合

①責任開始期前のガンによる無効の場合

- ・被保険者が責任開始期前にガンと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金等をお支払いできません。この場合、ともに付加されている特約も無効となります。
- ・ただし、責任開始日からその日を含めて5年以内に給付金等のお支払事由が発生しなければ、上記の場合でも無効とはなりません。

②免責事由に該当した場合

- ▶「保険料の払込免除」を行わない場合についての詳細は^①をご覧ください。

③重大事由による解除の場合

次のような重大事由に該当する場合は、当社はご契約を解除し、たとえ給付金のお支払事由が生じていてもお支払いできません。

- (1) 給付金等を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故（未遂を含む）を起こしたとき
 - (2) この保険契約の給付金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含む）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) ご契約者、被保険者または給付金受取人が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③を有していると認められるとき
 - (5) 上記(1)(2)(3)(4)の他、この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されるなどにより、当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記(1)(2)(3)(4)と同等の重大な事由があるとき
- ※ この場合、上記に定める事由が生じた後に、給付金等のお支払事由が生じていたときは、当社は給付金等をお支払いしません。（上記(4)の事由にのみ該当した場合で、複数の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人に支払います。）すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

^① 詳しくはp16「3-4 保険料の払込免除について」

^② 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

^③ 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

④告知義務違反による解除の場合^①

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、給付金等のお支払事由が生じていてもお支払いできない場合があります。

⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

■詐欺による取消し

ご契約者・被保険者・受取人の詐欺により、ご契約の締結、復活等が行われたときは、ご契約または特約は取消しとなります。

■不法取得目的による無効

ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的により、ご契約の締結、復活等が行われたときは、ご契約または特約は無効となります。

- ◆ 「詐欺による取消し・不法取得目的による無効」のいずれの場合も、給付金等をお支払いすることはできません。また、すでにお支払いいただいた保険料はお返しいたしません。
- ◆ 責任開始日または復活日からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しや無効となることがあります。)

⑥ご契約が失効した場合^②

保険料払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は、猶予期間満了の日の翌日から失効し、ご契約失効後に給付金等のお支払事由が生じてもお支払いできません。

⑦時効について

- ・ 受取人やご契約者などが給付金等または保険料の払込免除をご請求できる期間は、給付金等または保険料の払込免除をご請求できるようになったときから3年間となります。
- ・ 3年を超えると「時効」となり、その権利を失いますのでご注意ください。

^① 詳しくはp36「4-2 告知義務違反について」

^② 詳しくはp55「6-2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について」

【給付金等をお支払いできる場合・ お支払いできない場合の具体例】



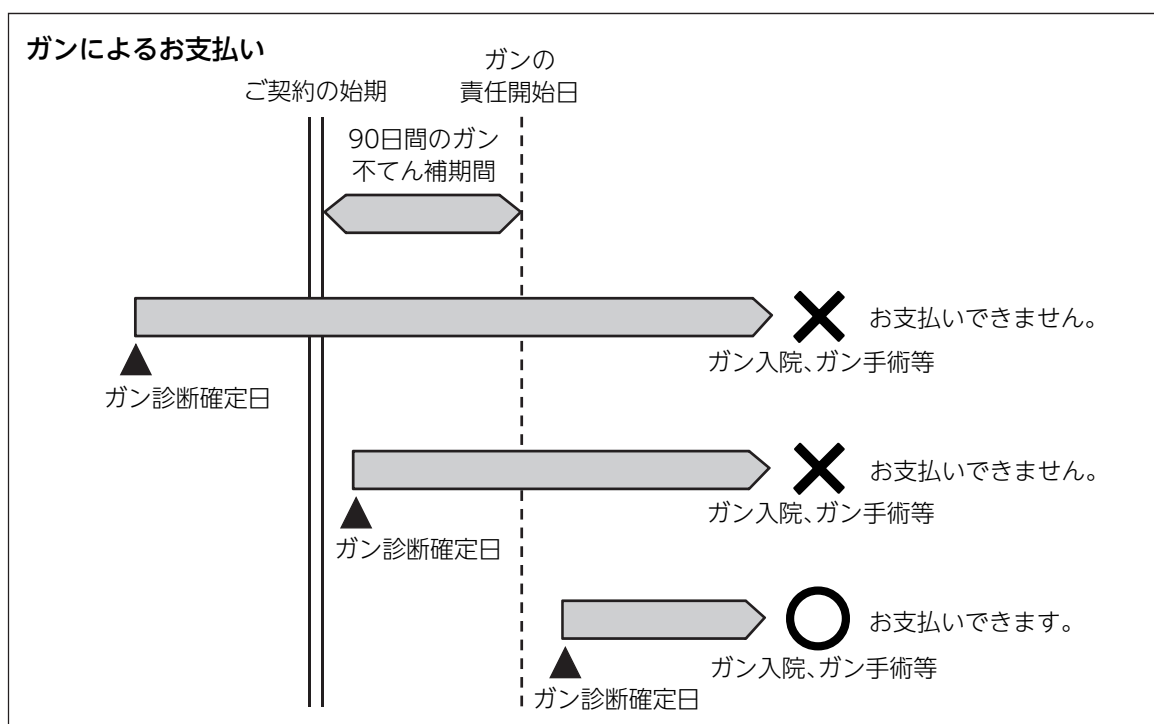
給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがありますのでご注意ください。

- ・ がんに関する各給付金は、責任開始期（ご契約の始期から91日目）前にがんと診断確定された場合、ご契約は無効となり給付金をお支払いできません。
 - ・ ご契約日時点で自由診療抗がん剤治療給付金・自由診療ホルモン剤治療給付金の保障対象である抗がん剤・ホルモン剤であっても、処方・投与を受けた時点で公的医療保障制度の給付対象となっている場合には、自由診療抗がん剤治療給付金・自由診療ホルモン剤治療給付金はお支払いせず、抗がん剤治療給付金・ホルモン剤治療給付金をお支払いいたします。
- ※ご契約時に、特別条件を付加してお引受けしたものについては、特別条件の内容に則ってお取り扱いします。

【入院について】

- ・ 「入院」とは、治療を直接の目的とする入院です。健康診断、人間ドックなどの健康管理や検査を目的とする入院はお支払いできません。
- ・ 医学的な観点から入院の必要性が認められない場合はお支払いできません。
- ・ 病院、診療所以外の施設（老人保健施設など）に入院した場合はお支払いできません。

<責任開始期前のガン診断確定または責任開始期後のガン診断確定>



<ガン治療関連給付金>

◆ガン治療関連給付金のお支払いの対象となる所定の治療について

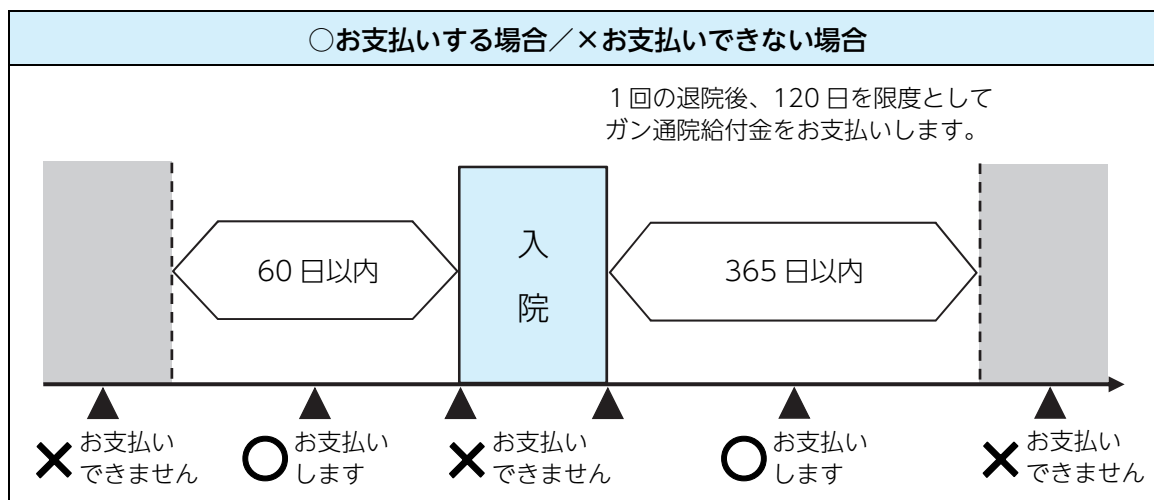
○お支払いする場合	×お支払いできない場合
ガンの治療を目的としてがんゲノム医療中核拠点病院に通院し、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により検査の算定対象として列挙されている「血液化学検査」を受け、 <u>同一の月に、所定の抗がん剤治療、ホルモン剤治療、手術、放射線治療またはガン緩和療養を行っていない場合</u> はガン治療関連給付金をお支払いします。	ガンの治療を目的としてがんゲノム医療中核拠点病院に通院し、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により検査の算定対象として列挙されている「血液化学検査」を受け、 <u>同一の月に、所定の抗がん剤治療を行っている場合</u> はガン治療関連給付金をお支払いできません。

(解説)

ガン治療関連給付金は、ガンの治療を直接の目的とする、厚生労働省が指定するがん診療連携拠点病院等における入院または通院をして治療を受け、同一の月に、所定の抗がん剤治療、ホルモン剤治療、手術、放射線治療またはガン緩和療養を行っていない場合にお支払いします。

<ガン通院特約(Z03)>

(事例) ガン通院給付金のお支払対象となる通院について



(解説)

ガン治療を目的に入院し、入院の原因となったガンの治療のために入院前日からさかのぼって60日以内に通院をしたとき、または退院の翌日から365日以内に通院をしたときにお支払いします。入院中はお支払対象に含まれません。

(事例) お支払いの対象となるガンについて

○お支払いする場合	×お支払いできない場合
胃ガンの治療を目的に入院し、退院1ヶ月後にその入院の原因となった胃ガンの治療のために通院をした場合にはガン通院給付金をお支払いします。	胃ガンの治療を目的に入院し、退院1ヶ月後に、責任開始期前に患った大腸ガンの治療のために通院した場合にはお支払いできません。

<ガン診断後ストレス性疾病特約(Z03)>

(事例) お支払いの対象となる疾病について

○お支払いする場合	×お支払いできない場合
ガンと診断確定された3年後にうつ病と診断された場合、ガン診断後ストレス性疾病給付金をお支払いします。	ガンと診断確定された3年後にアルコール依存症と診断された場合はお支払いできません。
	ガンと診断確定され、他のガンの診断確定を受けることなく、10年後にうつ病と診断された場合はお支払いできません。

(解説)

約款においてガン診断後ストレス性疾病給付金のお支払いの対象となる疾病を定めており、そのいずれにも該当しない疾病と診断された場合には、ガン診断後ストレス性疾病給付金をお支払いできません。

(所定のストレス性疾病については、①を参照ください。)

また、ガンと診断確定された後、5年を超えた後に所定のストレス性疾病と診断された場合はお支払いできません。

<ガン診断特約(Z03)>

- ・ガン診断給付金は、責任開始期以後初めてガン（悪性新生物および上皮内新生物）と診断確定された場合、またはガンで入院を開始された際にお支払いします。
- ・お支払いは2年に1度が限度となります。ガン診断給付金を支払った後に上位の病期に進行した場合、その病期に応じたガン診断給付金と直前に支払ったガン診断給付金との差額があるとき、その差額をお支払いします。
- ・良性腫瘍は保障の対象外となります。

(解説) お支払対象のガンについて

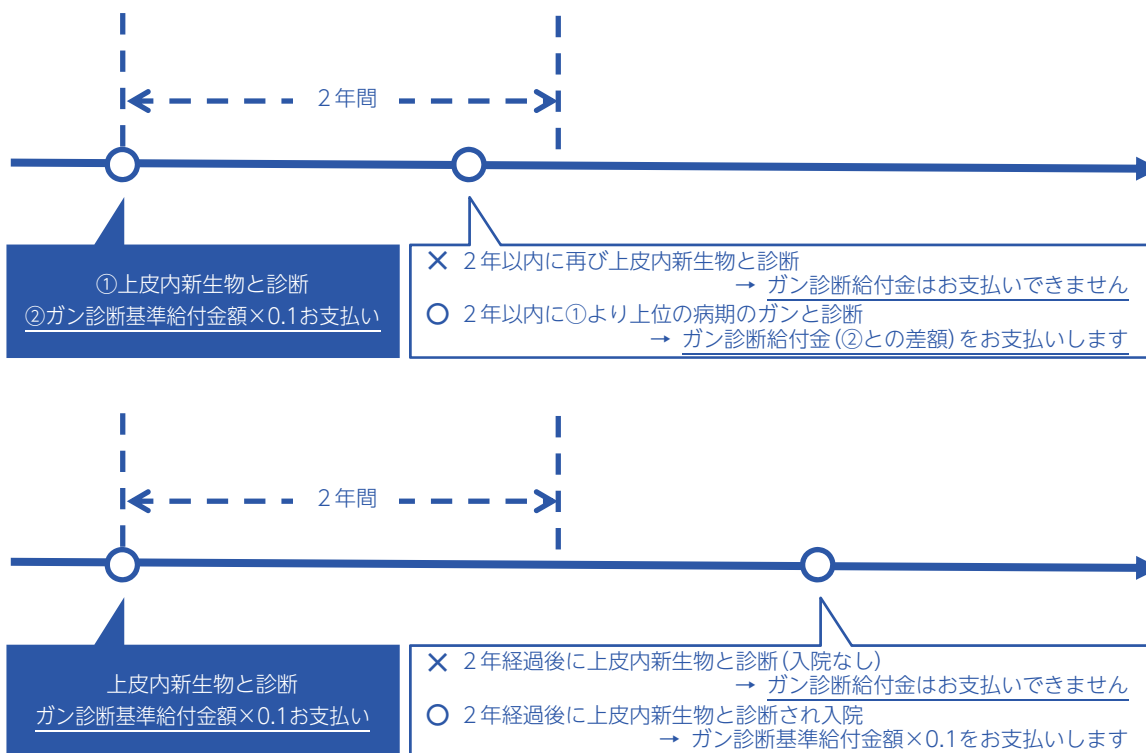
○お支払いする場合	×お支払いできない場合
上皮内新生物をお支払事由としてガン診断給付金が支払われたのち、 <u>2年以内に特定のガンと診断確定され再び入院された場合</u> 、ガン診断給付金の差額をお支払いします。	上皮内新生物をお支払事由としてガン診断給付金が支払われたのち、 <u>2年以内に上皮内新生物と診断確定され再び入院された場合</u> 、ガン診断給付金をお支払いできません。
上皮内新生物をお支払事由としてガン診断給付金が支払われたのち、2年経過後に <u>上皮内新生物と診断確定され再び入院された場合</u> 、ガン診断給付金をお支払いします。	上皮内新生物をお支払事由としてガン診断給付金が支払われたのち、2年経過後に <u>上皮内新生物と診断確定され入院をしなかった場合</u> 、ガン診断給付金をお支払いできません。

① 詳しくはp27「3-5付加できる特約について⑦ガン診断後ストレス性疾病特約 (Z03)」

(解説)

ガン診断給付金を支払った後に上位の病期に進行した場合、その病期に応じたガン診断給付金と直前に支払ったガン診断給付金との差額があるときは、その差額をお支払いします。ただし、ガンと診断確定された日またはガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に入院していた場合には、その時点の病期による給付金を新たにお支払いします。

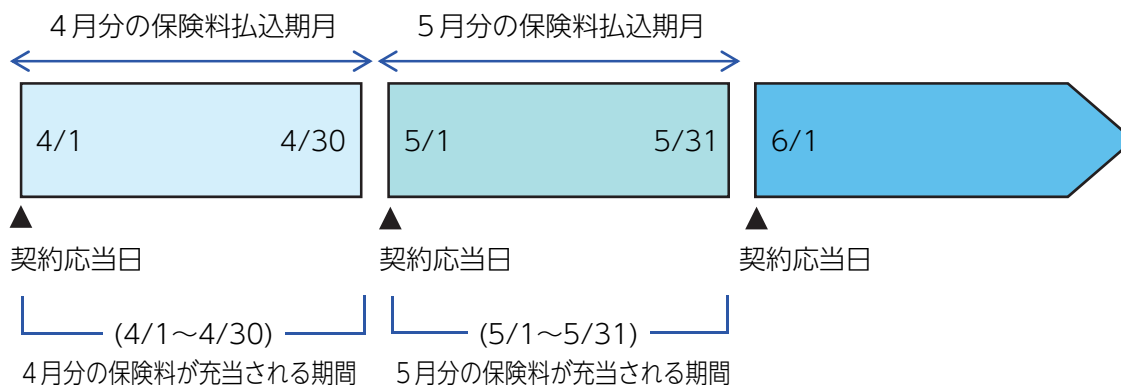
(お支払対象のガンのイメージ)



4 給付金等の支払いの際の保険料精算について

- ◆ 保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払込まれるものとして計算されています。

〈例〉月払契約の場合



〈給付金等の支払いの際や保険料払込免除の際の保険料の精算〉

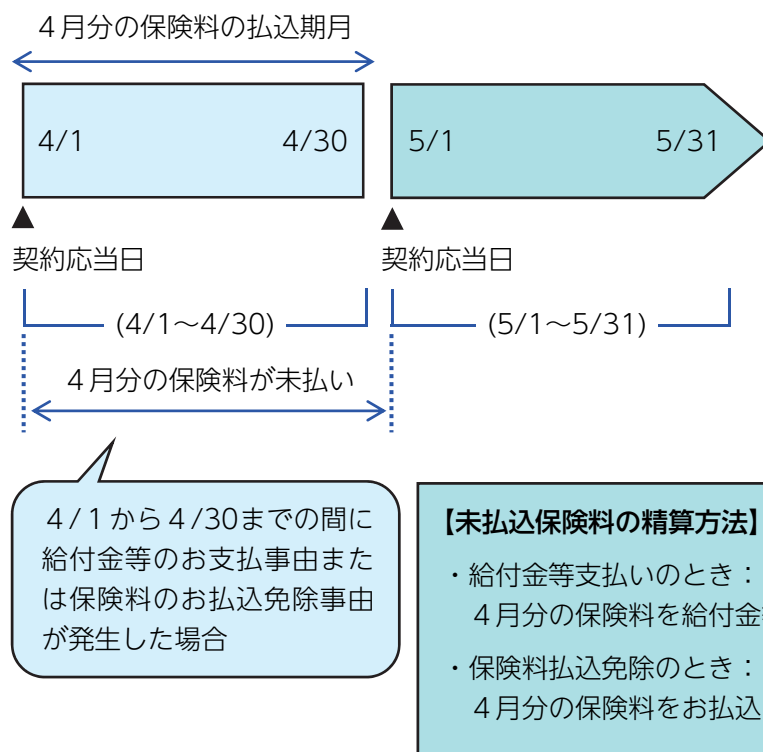
給付金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合は、次のとおりとなります。

給付金等のお支払いのとき	未払込保険料を給付金等から差し引きます。
保険料払込免除のとき	未払込保険料をお払込みいただきます。

- ▶ 給付金等をお支払いする場合で、その金額が未払込保険料に不足するときは、未払込保険料全額をお払込みいただきます。

〈月払契約の場合〉 4月分の保険料が未払いの状態で、4/1から4/30までの間に給付金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生したとき

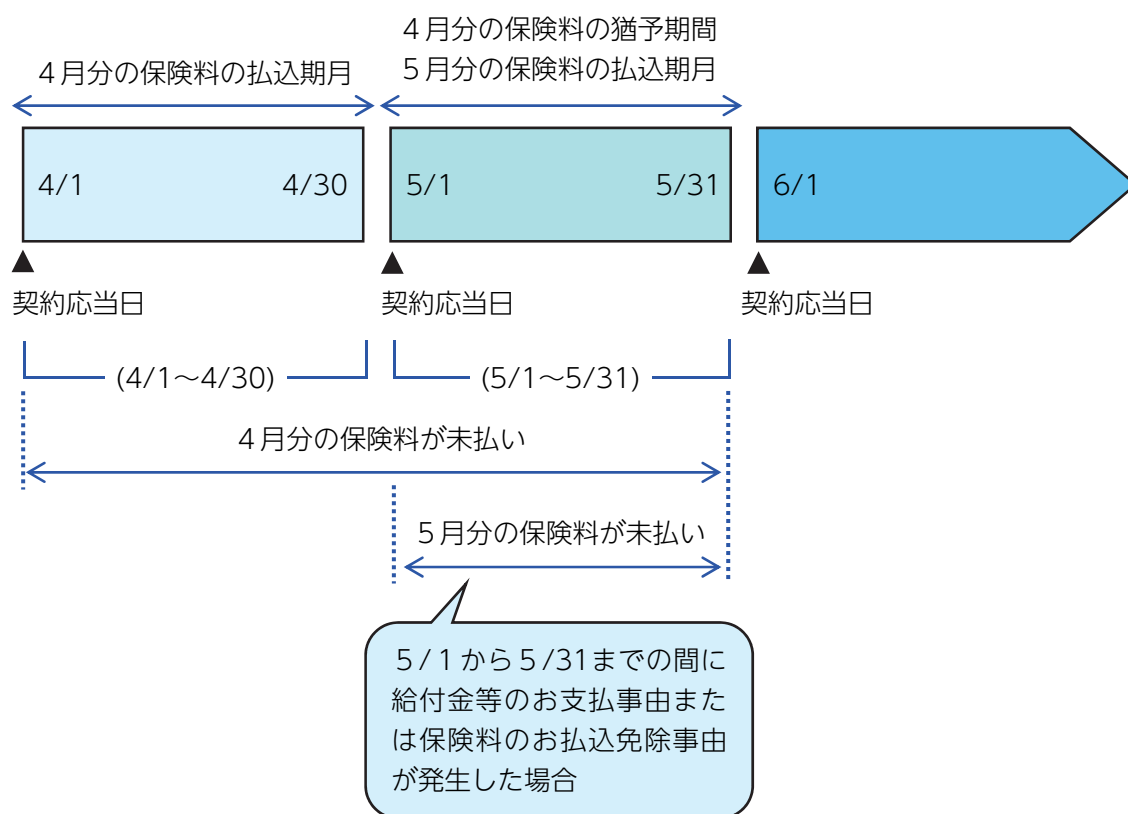
月払契約で払込期月中に給付金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生した場合は、1ヶ月分の保険料を給付金等から差し引くか、お払込みいただきます。



(例2)

〈月払契約の場合〉 4月分、5月分の保険料が未払いの状態、5/1から5/31までの間に給付金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生したとき

月払契約で保険料払込猶予期間中の契約応当日以降に給付金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生した場合は、2ヶ月分の保険料を給付金等から差し引くか、お払込みいただきます。



【未払込保険料の精算方法】

- ・ 給付金等支払いのとき：
4月分、5月分の保険料を給付金等から差し引きます。
- ・ 保険料払込免除のとき：
4月分、5月分の保険料をお払込みいただきます。

6 保険料について

1 保険料の払込方法について

① 保険料の払込方法（経路）について

保険料の払込方法（経路）には、次の方法があります。

払込方法（経路）	内 容
口座振替 （口座振替特約を付加）	金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。 ・当社が提携している金融機関等のご契約者の口座から所定の振替日に自動的に当社の口座に振替えられます。 ・口座振替を開始する際には、振替日の当月にその旨を「保険料振替開始のご案内」によりご通知いたします。（第1回保険料から口座振替を行う際には、事前に「保険契約引受承諾および第1回保険料口座振替のご案内」によりご通知いたします。） 保険料の口座振替が不能となった場合には、その旨をご通知し、翌月の振替日に再度口座振替を行います。（月払契約は、2ヶ月分の保険料の振替を行います。） ----- 〈月払契約〉 ・保険期間の始期 …… 第1回保険料の振替日 ・契約日 …… 第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日 〈年払契約〉 ・保険期間の始期/契約日 …… 第1回保険料の振替日
クレジットカード支払 （クレジットカード支払特約を付加）	クレジットカードをご利用いただき、保険料を決済する方法です。 ・クレジットカード決済を行う際には、決済日の前に、ご指定されたカード会社の「ご利用明細」により、その旨をご通知いたします。 クレジットカードの解約等により、クレジットカードの決済ができなかった場合には、別のクレジットカードでお払い込みいただくか、口座振替扱いによる方法に変更していただきます。 ----- 〈月払契約〉 ・保険期間の始期 …… クレジットカードの有効性確認日 ・契約日 …… クレジットカードの有効性確認日の属する月の翌月1日 〈年払契約〉 ・保険期間の始期/契約日 …… クレジットカードの有効性確認日

- ▶ 口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただいた保険料について、当社は保険料領収証を発行しません。
- ▶ ①の表は、口座振替またはクレジットカードにて第1回保険料をお支払いいただく場合です。
- ▶ ガンに関する保障の「責任開始期」は、保険期間の始期からその日を含めて91日目となります。

<お願い>

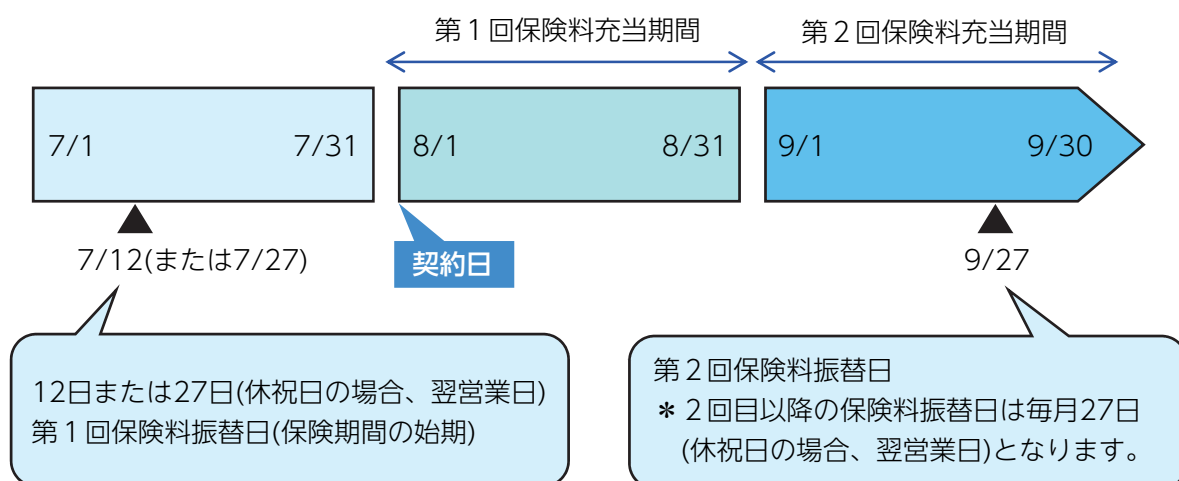
次の場合には、**カスタマーケアセンター**^①までご連絡ください。

- ◆ 万一、口座振替が不能となった場合やクレジットカード決済ができなかった場合
- ◆ お払込方法（経路）の変更をご希望される場合・・・など

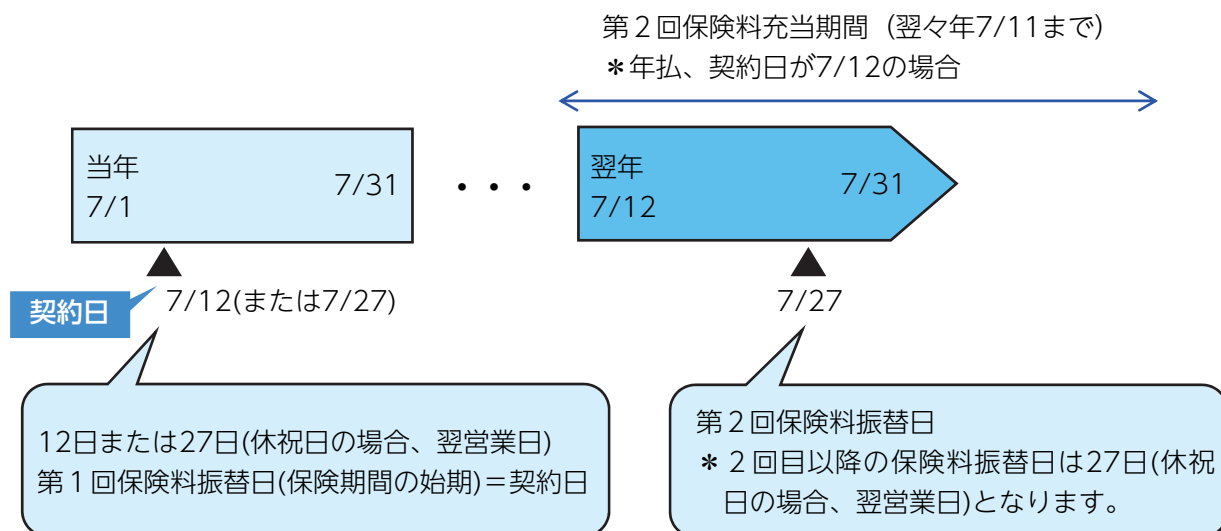
②保険期間の始期・契約日について

<口座振替>

(例) 月払契約の場合（第1回保険料分から口座振替を行う場合）



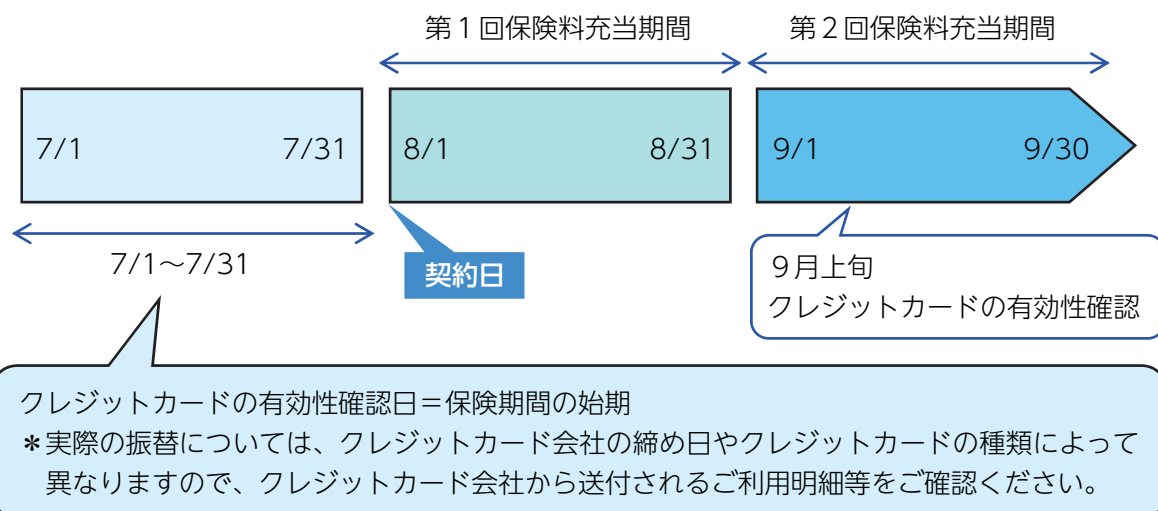
(例) 年払契約の場合（第1回保険料分から口座振替を行う場合）



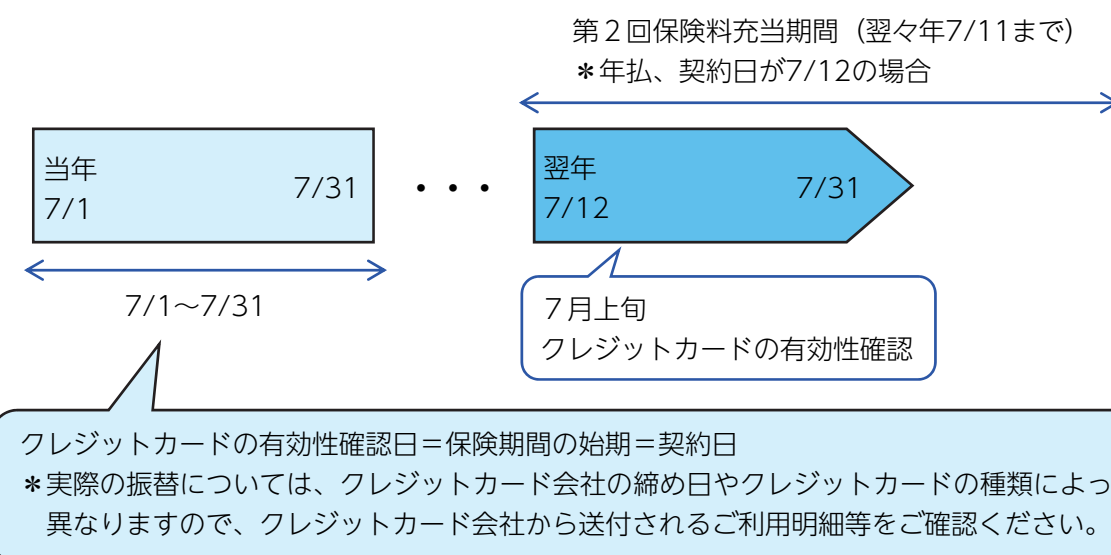
① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

〈クレジットカード支払〉

(例) 月払契約の場合 (一般的なスケジュール)



(例) 年払契約の場合 (一般的なスケジュール)



▶ 保険料のお払込みに関しご不明な点等がございましたら、**カスタマーケアセンター^①**までお問合せください。

③ 保険料のお払込方法 (回数) について

保険料のお払込方法 (回数) には、次の方法があります。

払込方法 (回数)	内 容
月 払	毎月1回お払込みいただく方法です。
年 払	年1回の所定の期間内にお払込みいただく方法です。

① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

① 保険料の払込猶予期間について

保険料は、「保険証券」記載の払込期月内にお払込みください。

なお、払込期月内にお払込みができない場合でも、以下の払込みの猶予期間があります。

払込方法（回数）	払込猶予期間
月 払	払込期月の翌月初日から末日までです。
年 払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。 ◆ 契約応当日がない場合は、その月の末日まで ◆ 契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

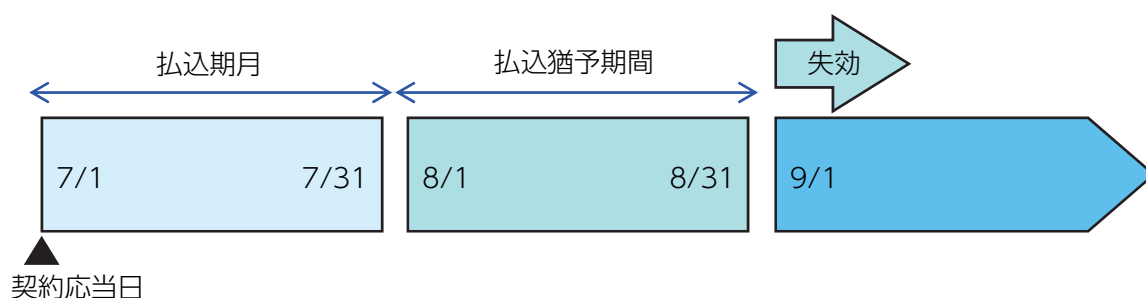
▶ 保険料の払込方法を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

② ご契約の失効について

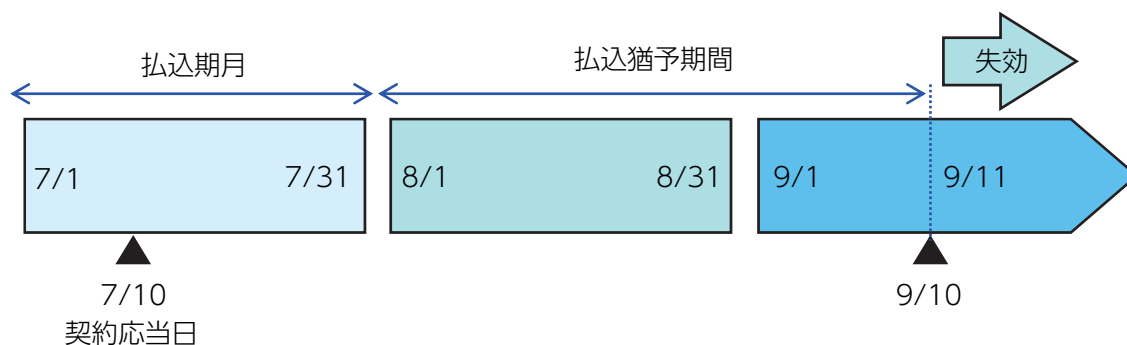
上記の払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日から失効します。この場合は、給付金等のお支払いおよび保険料払込の免除を行いません。

「失効」とは、払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。

〈例〉月払契約の場合



〈例〉年払契約の場合



7 ご契約後について

1 ご契約の復活について

◆ 万一、ご契約が効力を失った場合でも所定のお手続きにより、ご契約を復活させることができます。

- ・保険料のお払込みがないままご契約が効力を失った場合でも、失効してから6ヶ月以内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活ができます。
- ・この場合、あらためて告知をしていただきます。^①
- ・健康状態等によっては、ご契約の復活をお取扱いできない場合があります。

2 給付金の減額・増額のお取扱いについて

① 給付金の減額について

給付金を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

- ◆ 減額後の給付金が当社の定める限度を下回る場合は給付金額等の減額はできません。
- ◆ 保険料の払込みが免除されている場合は給付金の減額はできません。
- ◆ 減額をご希望の際は、[カスタマーケアセンター](#)^②までご連絡ください。

各給付金の減額のお取扱いについては以下の通りです。

- ・ガン治療特約のホルモン剤治療給付金・自由診療ホルモン剤治療給付金・ガン緩和療養給付金・ガン治療関連給付金およびガン先進医療特約（Z06）の先進医療給付金については減額できません。
- ▶ 基準給付月額が減額された場合には、支払事由に該当した日が属する月の1日現在の基準給付月額とします。

② 給付金の増額について

- ・この保険の主契約および付加される特約の給付金の増額については取扱いません。

^① 詳しくはp35「4-1 告知義務について」

^② 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

3 ご契約の解約について

- ◆ ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。

- ・ 生命保険では、お払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の給付金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（募集、証券作成、維持管理などの経費）にそれぞれあてられます。
- ・ したがって、解約払戻金は、多くの場合お払込保険料の合計額より少ない金額です。
- ・ 特に、ご契約後短期間で解約された場合には、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、解約払戻金は、年々増加するものとは限りません。ご契約の経過年数によっては、年々減少する場合があります。
- ・ 解約払戻金の額は、契約年齢、性別、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。詳しくは、保険証券をご確認ください。^①



この保険は、つぎのとおり解約払戻金を抑制する仕組みで保険料を計算しています。

【主契約】

①保険料払込期間中

解約払戻金はありません。

②保険料払込期間経過後かつ保険契約のすべての保険料の払込終了後 主契約の基準給付月額と同額をお支払いします。

※保険契約を解約する場合には、解約払戻金をご請求ください。

【特約】

解約払戻金はありません。

※減額した場合なども、同様の取扱いとなります。

^① 年払契約については、p58 「7-4 年払契約の解約・消滅時のお取り扱いについて」

4 年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて

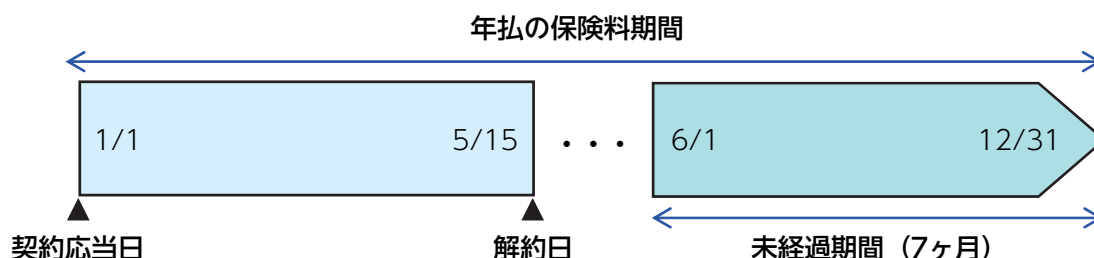
- ◆ 保険料のお払込方法（回数）が年払のご契約について、保険料をお払込みいただいた後に、解約・消滅等^①した場合には、未経過となっている期間に対応する保険料相当額を返還します。

＜お支払いする額の計算＞

返還となる保険料相当額は、解約・消滅等となった日の翌日以後、既に払込まれた保険料期間の末日までの未経過期間を月単位（月末満の端数切り捨て）で計算します。

＜例＞ 契約応当日が1月1日の年払契約を5月15日で解約した場合

5月15日に解約した場合、5月16日から5月末までの1ヶ月未満の端数は切り捨てられるため、6月1日から12月31日（保険料期間の末日）までの7ヶ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



▶ お払込方法（回数）が月払については、上記のお取扱いはありません。

5 ご契約者以外の者による解約の効力について

差押債権者・破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヶ月を経過した日に効力を生じます。

① 給付金等の受取人によるご契約の存続について

- ・ 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次のすべてを満たす給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② ご契約者でないこと

- ・ 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1ヶ月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

^① 解約・消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

6 受取人の変更について

給付金等の受取人変更について

- ・ご契約者は給付金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、給付金等の受取人を変更することができます。
- ・給付金等の受取人を変更される場合には、すみやかに[カスタマーケアセンター①](#)へご連絡ください。

7 受取人が死亡された場合について

- ◆ 保険金等の受取人が死亡されたときは、すみやかに[カスタマーケアセンター①](#)へご連絡ください。

8 被保険者が死亡された場合について

- ◆ 死亡保障がないご契約であっても、被保険者が死亡された場合は、お手続きが必要となるため、すみやかに[カスタマーケアセンター①](#)へご連絡ください。

① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

9 税法上のお取り扱いについて

①生命保険料控除について（2023年4月現在）

- ◆ 払込保険料の一定額がその年の所得から控除されるため所得税と住民税が軽減されます。

対象契約	納税する方が保険料を払込み、保険金受取人がご自身、配偶者、またはその他の親族である契約
対象保険料	1月から12月までにお払込みいただいた保険料総額

- ・ 生命保険料控除の適用を受ける場合は申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」をお送りします。「生命保険料控除証明書」は、年末調整や確定申告のときまで大切に保管してください。
- ・ 保険料の払込方法が一時払の場合、ご契約の年のみ生命保険料控除の適用を受けることができます。

■生命保険料控除の種類

生命保険料控除の対象となる主契約と特約のそれぞれの保険料について、以下のとおり「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つに分類されます。

一般生命保険料	生存または死亡に基因して支払う一定額の保険金、その他給付金に係る保険料
介護医療保険料	入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料 ※当社の保険商品に該当はありません。

- ▶ 身体の傷害のみに基因して保険金・給付金が支払われるものに係る保険料は、生命保険料控除の対象外となります。（例：災害割増特約・傷害特約等）

■生命保険料控除額

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	所得からの控除額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

- ▶ 各保険料控除の合計適用限度額は合計120,000円となります。

<個人住民税>

年間正味払込保険料	所得からの控除額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超 32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超 56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

▶各保険料控除の合計適用限度額は合計70,000円となります。

②保険金・給付金の税法上のお取扱いについて(2023年4月現在)

- ◆ 保険金・給付金にかかる税金は、保険金・給付金の種類やご契約者、被保険者、保険金受取人の関係によって異なります。

(1) 抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金等について

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、全額非課税となります。

- ▶今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容等は将来にわたって保証されるものではありません。実際に課税される金額は、お客様の他の相続財産や所得の金額等により異なりますので、ご自身で所轄の税務署等にご確認ください。

10 管轄裁判所について

給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

11 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
- ・この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②給付金等の受取人がこのご契約に基づく給付金等の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②のほか、被保険者のご契約者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

8 チューリッヒ生命からのお願い

1 受取人・住所などの変更にもなう諸手続きについて

次の場合には、すみやかに**カスタマーケアセンター^①**までご連絡ください。

ご登録内容の変更 ■ 住所・電話番号の変更 ■ ご契約者の変更 ■ 給付金等の受取人の変更 ■ 指定代理請求人の指定・変更 ■ 改姓・改名 ■ 保険料振替口座の変更 ■ 保険料払込方法の変更 ■ クレジットカードの変更 など	紛失のご連絡・再発行手続き ■ お届出印の紛失・変更 ■ 保険証券の紛失・再発行 ■ 生命保険料控除証明書の再発行 その他 ■ 海外に長期滞在されるとき など
---	---

その他ご契約についてのお問合せやご相談についても、お気軽に当社までお申出ください。

【必要書類一覧】

①ご請求に必要な書類

- ・ 給付金等のお支払事由が生じた場合には、受取人の方は、下記の必要書類をすみやかに当社までご提出ください。
- ・ なお、必要書類のご用意は、お客様のご負担でお願いしておりますので、ご了承ください。

^① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

項 目	必 要 書 類
1. ガン入院給付金 ガン診断給付金（2回目以降） ガン通院給付金 ガン緩和療養給付金 ガン治療関連給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（ガン通院給付金を請求する場合は、会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書） (4) 会社所定の様式による入院した病院もしくは診療所の入院証明書または会社所定の様式による通院した病院もしくは診療所の通院証明書（ガン治療関連給付金を請求する場合） (5) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (6) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2. ガン放射線治療給付金 ガン手術給付金 ガン特定手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (5) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3. ガン診断給付金 ガン診断後ストレス性疾病給付金 抗がん剤治療給付金 自由診療抗がん剤治療給付金 ホルモン剤治療給付金 自由診療ホルモン剤治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

項 目	必 要 書 類
4. 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) その被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) その被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 給付金等の受取人が給付金を請求できない特別の事情の存在を証明する書類 (6) ご請求される給付金等の請求のための必要書類
5. 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合に限りします。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6. ガン先進医療給付金 ガン先進医療支援給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかわる技術料が記載されている先進医療を受けた病院または診療所の発行する領収書 (4) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (5) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

▶ 「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。

▶ 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

ご契約の
しおり

6

保険料について

7

ご契約後について

8

チュウリツ生命
からのお願ひ

9

その他生命保険に
関するお知らせ

②その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
7. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
8. 給付金等の受取人の変更 保険契約者の変更 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

③ご請求時の注意事項

- ・ 上記以外の請求については、[カスタマーケアセンター^①](#)までお申出ください。
- ・ 同時に複数の給付金等を請求される場合、重複して必要となる書類については、一通の提出で足りるものとします。
- ・ 給付金等のお支払いに際し、事実の確認をさせていただく場合があります。その確認に際して、正当な理由なくご回答または同意をいただけない場合、その確認が終わるまで給付金等をお支払いできません。

^① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

1 個人情報のお取り扱いについて

<個人情報保護方針（プライバシーポリシー）>

当社では、個人情報の保護取扱いに関する「個人情報保護方針」を策定し、これに則して業務を行っています。「個人情報保護方針」の内容については、当社ホームページ（<https://www.zurichlife.co.jp/privacy>）でご確認ください。

<個人情報の取得>

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、インターネットやコールセンターによる資料請求受付、お申込み、アンケートや、お客様にご記入・ご提出いただく保険契約申込書、保険金請求書等により取得します。また、お客様からのお問合せ内容等の確認、電話対応の品質向上等のために、お客様との通話内容を録音させていただきます。

<利用目的>

お客様の個人情報は、以下に掲げる目的で業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①当社の保険の募集、資料請求受付、中途付加、お引受け、更新および保険金・給付金（以下、「保険金等」）のお支払い

※お引受けには、審査の結果、保険の引受けに至らなかった場合も含みます。

- ②当社の保険契約の保全管理およびこれに関連・付随する業務

- ③当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供

※グループ会社については「個人データの提供」をご覧ください。

- ④アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究

- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求

- ⑥他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行

- ⑦キャンペーン等に付随する景品発送

- ⑧その他保険に関連・付随する業務（※1・※2）

※1 お客様のウェブサイトの閲覧履歴や加入履歴の情報等を分析して、お客様へ最適な情報提供、広告配信等を行うことを含みます。

※2 当社以外の第三者から取得したお客様の閲覧履歴等の情報を当社が既に有しているお客様の個人情報と紐づけて利用する場合があります。この場合にはお客様からあらかじめ同意を取得するとともに、上記に掲げる利用目的の範囲内において利用いたします。

番号法で定める個人番号を含む特定個人情報は、以下の事務実施に必要な範囲にのみ利用し、ご本人の同意があっても、それ以外の目的には利用しません。

- ①保険取引に関する支払調書作成事務

- ②その他所得税法に基づく報酬・料金等に関する支払調書作成事務

- ③社員および社員の配偶者・親族等に関する社会保険等関係事務および源泉徴収票作成事務

<お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報のお取扱いについて>

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

<個人データの提供>

当社では、次の場合を除き、お客様の情報を第三者に提供することはありません。

①お客様が同意されている場合

(例) 再保険についてはあらかじめお客様の同意を得て、再保険会社に提供いたします。

②法令に基づく場合のほか、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合

③業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合

<募集代理店に関して>

当社では、募集代理店による保険募集を行っています。その場合には、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社と生命保険募集代理店委託契約を締結している以下の募集代理店に対して提供することがあります。

- ・ ご契約の全部または一部を担当させていただいている代理店
- ・ お客様から個人情報の提供についてご了解をいただいている代理店
- ・ その他上記の利用目的を達成するために必要な範囲にある代理店

④個人情報保護法に基づき当社グループ会社との間で共同利用する場合

当社およびグループ会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、グループ会社間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。

・ 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、性別、保険の種類、契約日、契約の状態

・ 共同利用するグループ会社の範囲

チューリッヒ・インシュアランス・グループの損害保険会社であるチューリッヒ保険会社（チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）

・ 共同利用における管理責任者

当該個人データの取得元であるグループ会社の住所、代表者などは、グループ会社の公式ウェブサイトをご確認ください。

⑤個人情報保護法に基づき生命保険会社間等で共同利用する場合

当社は、保険契約のお引受けの判断、保険金等のお支払いの判断、保険契約の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

<「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について>

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
- また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、[カスタマーケアセンター](#)^①にお問い合わせください。
 - ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします）
 - (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
 - (3) 入院給付金の種類および日額
 - (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
 - (5) 取扱会社名
- ・その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ▶ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ▶ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.zurichlife.co.jp/privacy/about>) をご確認ください。

<「支払査定時照会制度」について>

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、**カスタマーケアセンター^①**に

① 詳しくはp73「お問合せおよび苦情・相談窓口」

お問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人情報の漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしす）
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ・上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ▶ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ▶ 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.zurichlife.co.jp/privacy/about>) をご確認ください。

<ご相談・ご照会窓口>

当社では、お客様からの個人情報のお取扱いに関する苦情やご相談を「お客様相談部」にてお受けしております。

お客様相談部 ☎ 0120-860-129

〈受付時間〉午前9時～午後5時（土日祝を除く）

<認定個人情報保護団体について>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

<https://www.seiho.or.jp/contact/>

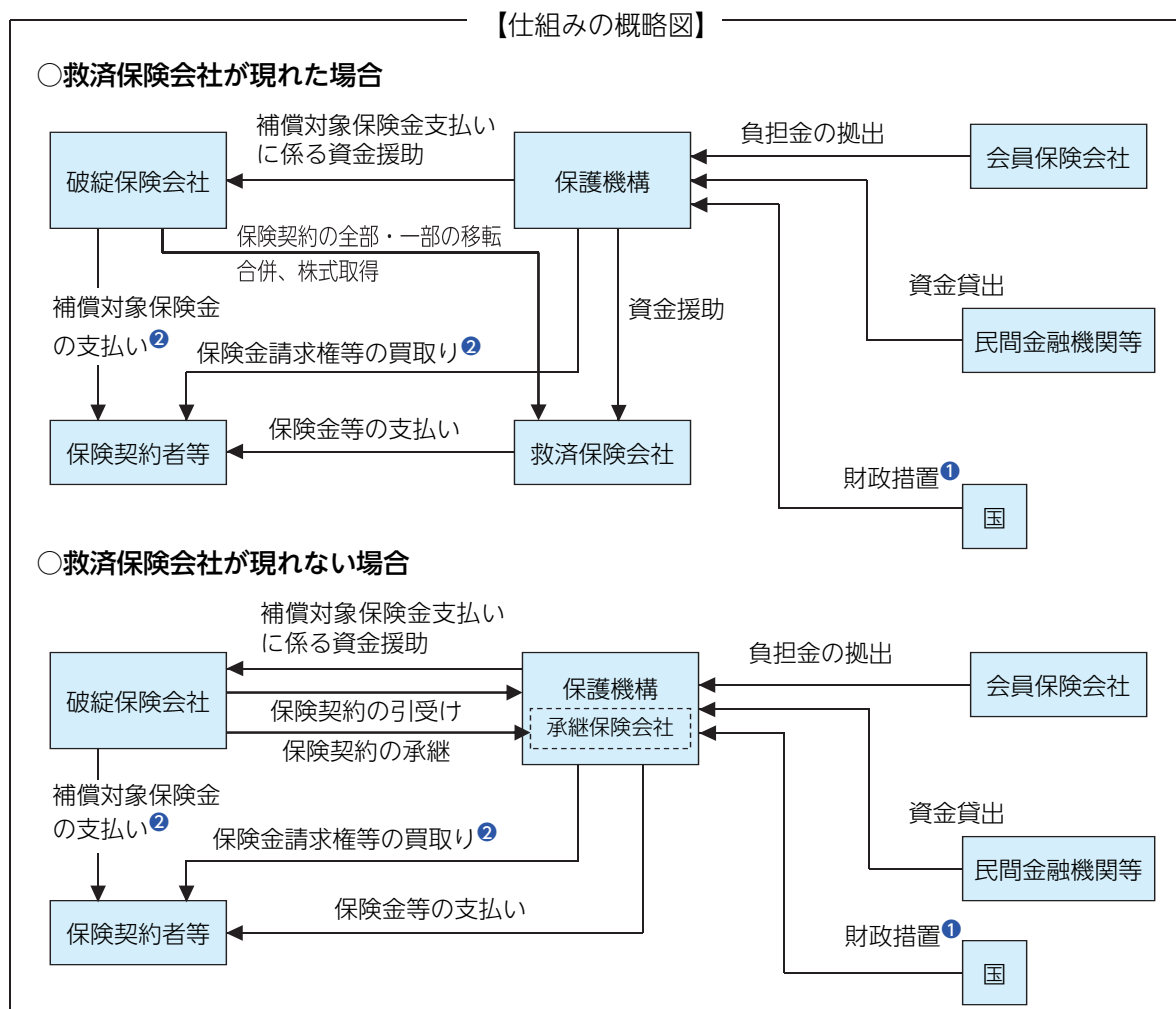
2 「生命保険契約者保護機構」について

■当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。
保護機構の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^①を超えていた契約を指します^②。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間ににおける各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

- ① 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は3%となっております。
- ② 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



- ① 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。
- ② 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＜生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先＞

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

お問合せおよび苦情・相談窓口

- ご加入の生命保険に関する各種お問合せ、お手続きに関するご相談は当社の「カスタマーケアセンター」までご連絡ください。

<カスタマーケアセンター>①

フリーダイヤル



0120-236-523

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>

- 保険金・給付金等のお支払い手続きに関するお問合せは以下の専用フリーダイヤルまでご連絡ください。

<保険金・給付金等のお支払い手続き>①

フリーダイヤル



0120-286-660

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

土曜日にお問合せをされる場合はこちらから*1

フリーダイヤル



0120-236-523

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

*1 土曜日は、お問合せの内容によって後日ご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- ご契約に関する苦情・照会につきましては、当社の「お客様相談部」へご連絡ください。

<お客様相談部>

フリーダイヤル



0120-860-129

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

<受付時間>月～金曜日 午前9時～午後5時（※土日祝を除く）

- お客様からのお電話によるご相談・お問合せ等の場合には、正確な内容把握や今後のサービス向上のため、通話を録音させていただいております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メールまたはFAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談、照会、苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

<生命保険相談所>

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL：03-3286-2648 <受付時間>平日（休業日を除く）午前9時～午後5時

生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

① 受付時間はホームページにてご確認ください。（チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>）

無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障） （Z03）普通保険約款 目次

この保険の内容

1. ガンの定義および診断確定

第1条 ガンの定義および診断確定

2. 給付倍率の型

第2条 自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率の型

3. 給付金の支払

第3条 給付金の支払

第4条 給付金の給付限度

4. 保険料の払込の免除

第5条 保険料の払込の免除

第6条 保険料の払込を免除しない場合

5. 契約日および責任開始期

第7条 契約日

第8条 責任開始期

6. 保険契約の消滅

第9条 保険契約の消滅

7. 保険料の払込

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法（経路）

8. 猶予期間および保険契約の失効

第12条 猶予期間および保険契約の失効

第13条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

9. 保険契約の復活

第14条 保険契約の復活

10. 給付金の請求、支払時期および支払場所

第15条 給付金の請求、支払時期および支払場所

11. 保険契約上の保全取扱

第16条 保険料払込方法（回数）の変更

第17条 基準給付月額額の減額

12. 保険契約者の住所の変更

第18条 保険契約者の住所の変更

13. 給付金の受取人および保険契約者

第19条 会社への通知による給付金の受取人の変更

第20条 保険契約者の変更

第21条 保険契約者または給付金の受取人の代表者

14. 給付金の受取人による保険契約の存続

第22条 給付金の受取人による保険契約の存続

15. 保険契約の無効・取消し

第23条 詐欺による取消し

第24条 不法取得目的による無効

第25条 責任開始期前のガン診断確定による無効

16. 告知義務

第26条 告知義務

第27条 告知義務違反による解除

第28条 保険契約を解除できない場合

第29条 重大事由による解除

17. 被保険者の業務の変更等の場合

第30条 被保険者の業務の変更等の場合

18. 解約

第31条 解約

19. 払戻金および未経過保険料の返還

第32条 払戻金

第33条 未経過保険料の返還

20. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第34条 契約年齢の計算

第35条 契約年齢または性別の誤りの処理

21. 契約者配当

第36条 契約者配当

22. 時効

第37条 時効

23. 法令等の改正等に伴う保険契約の変更

第38条 法令等の改正等に伴う保険契約の変更

24. 管轄裁判所

第39条 管轄裁判所

25. 給付金の支払に特別条件をつける場合の特則

第40条 給付金の支払に特別条件をつける場合の特則

1

無解約払戻金型終身ガン治療保険
（抗がん剤保障）（Z03）普通保険約款

2

ガン治療特約

3

ガン手術特約（Z03）

4

ガン入院特約（Z03）

5

ガン先進医療特約（Z06）

無解約払戻金型終身ガン治療保険 (抗がん剤保障) (Z03) 普通保険約款

(2021年4月1日実施)

(この保険の内容)

この保険は、ガンの治療を目的として抗がん剤治療を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

1. ガンの定義および診断確定

(ガンの定義および診断確定)

- 第1条** この保険契約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

2. 給付倍率の型

(自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率の型)

- 第2条** この保険契約の自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率は、型に応じ下表のとおりとし、保険契約者はこの保険契約の締結の際、つぎのいずれかの給付倍率の型を選択するものとします。

自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率の型	自由診療抗がん剤治療給付金の給付倍率
I 型	2 倍
II 型	4 倍

2. 前項により選択された給付倍率の型は変更することができません。

3. 給付金の支払

（給付金の支払）

第3条 この保険契約において支払う給付金はつぎのとおりです。

名称	給付金等を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
抗がん剤治療給付金	被保険者がつぎのすべてを満たす抗がん剤治療を受けたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的とする抗がん剤治療であること (2) 別表41に定める公的医療保険制度（以下、「公的医療保険制度」といいます。）における別表45に定める医科診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）または公的医療保険制度における別表46に定める歯科診療報酬点数表（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）により薬剤料または処方せん料が算定される別表68に定める抗がん剤（以下、「公的医療抗がん剤」といいます。）を用いた抗がん剤治療であること	支払事由に該当した日が属する月ごとに給付月額（以下、「基準給付月額」といいます。）	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、被保険者）
自由診療抗がん剤治療給付金	被保険者がつぎのすべてを満たす抗がん剤治療を受けたとき (1) 責任開始期以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的とする抗がん剤治療であること (2) つぎのいずれかを満たす抗がん剤（以下、「自由診療抗がん剤」といいます。）を用いた抗がん剤治療であること ア. 別表69に定める欧米で承認された抗がん剤のうち、公的医療抗がん剤以外のものを用いた抗がん剤治療であること イ. 公的医療保険制度における先進医療（別表44）（以下、「先進医療」といいます。）による療養（別表43）であること ウ. 別表70に定める患者申出療養による療養であること	支払事由に該当した日が属する月ごとに基準給付月額の所定の給付倍率（前条において選択した型に応じた「給付倍率」）	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、被保険者）

2. 前項に規定する給付金の支払額は、給付金の金額が減額された場合には、支払事由に該当した日が属する月の1日現在の給付金の金額とします。

3. 公的医療抗がん剤および自由診療抗がん剤治療については、つぎの各号に定める日に、被保険者が公的医療抗がん剤および自由診療抗がん剤治療を受けたものとして取り扱います。

- (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じ。）により行われた場合
医師によりその公的医療抗がん剤および自由診療抗がん剤が投与された日
- (2) 経口による投与が行われた場合
医師が作成した処方せんにもとづくその公的医療抗がん剤および自由診療抗がん剤の投薬期間に属する日のうち、その公的医療抗がん剤および自由診療抗がん剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります。）
- (3) 前2号に該当しない場合

医師がその公的医療抗がん剤および自由診療抗がん剤を処方した日

4. 被保険者が、同一の月に抗がん剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の抗がん剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
5. 被保険者が、同一の月に自由診療抗がん剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の自由診療抗がん剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
6. 公的医療抗がん剤について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により公的医療抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される公的医療抗がん剤を用いた抗がん剤治療であること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、公的医療抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる抗がん剤治療を含みます。
7. 公的医療抗がん剤治療について、薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される処方および投与については、被保険者が当該処方せんに基づいて公的医療抗がん剤の支給を受けた場合に限り抗がん剤治療給付金を支払います。
8. 自由診療抗がん剤治療については、被保険者が自由診療抗がん剤の支給を受けた場合に限り自由診療抗がん剤治療給付金を支払います。
9. 被保険者が同一の日に抗がん剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、抗がん剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
10. 被保険者が同一の日に自由診療抗がん剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、自由診療抗がん剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
11. 給付金の受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
12. 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
13. 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

(給付金の給付限度)

- 第4条** この保険契約の給付金の支払は、抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金の支払額を通算して、基準給付月額に120を乗じた額を限度とします。ただし、自由診療抗がん剤治療給付金については、その支払月数を通算して12か月を限度とします。
2. 基準給付月額に120を乗じた額と前条の規定により支払われた給付金の額を通算した額との差額が、給付金の額に満たなくなったときは、その差額を支払います。
 3. 前条および前項の規定により、第1項本文の給付限度に達したときは、その日以後、将来に向かって次期以降の前条の給付金にかかる保険料の払込を要しません。

4. 保険料の払込の免除

(保険料の払込の免除)

第5条 この保険契約の保険料の払込の免除はつぎのとおりです。

保険料の払込を免除する場合	払込を免除する保険料	免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
(1) 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当	免除事由に該当した時の直後に到来する第10条（保険料の払込）に定める保険料期間以後の保険料	つぎのいずれかにより免除事由に該当したとき (1) 被保険者の自殺行為 (2) 保険契約者または被保険者

したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。		の故意 (3) 被保険者の犯罪行為
(2) 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）		つぎのいずれかにより免除事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第10条（保険料の払込）第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第16条（保険料払込方法（回数）の変更）および第17条（基準給付月額額の減額）の規定は適用しません。
4. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
5. 保険料の払込の免除の請求については、第15条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第6条 被保険者がつぎのいずれかにより高度障害状態（別表3）または身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波によるとき
- (2) 戦争その他の変乱によるとき

5. 契約日および責任開始期

(契約日)

第7条 会社は、つぎの時を保険契約の保険期間の始期とし、その日を契約日とします。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
3. 前項に定める保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 給付金の名称および額
 - (6) 保険期間
 - (7) 契約日
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 保険証券を作成した年月日

(責任開始期)

第8条 会社は、前条に規定する保険期間の始期からその日を含めて91日目を責任開始期とし、その日から保険契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込の免除については、保険期間の始期から会社は保険契約上の責任を負います。

6. 保険契約の消滅

(保険契約の消滅)

第9条 つぎのいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡した場合
 - (2) 第4条（給付金の給付限度）第1項本文の給付限度に達し、保険金および給付金を支払う特約のすべてが消滅または付加されていない状態になったとき
2. 本条の規定により保険契約が消滅した場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込

(保険料の払込)

第10条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
- (2) 払込方法（回数）が年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。ただし、その支払うべき給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
6. 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第13条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

第11条 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りします。）
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (5) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲外となったときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

8. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

第12条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第13条 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。

2. その支払うべき給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は

猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

9. 保険契約の復活

(保険契約の復活)

- 第14条** 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて6か月以内は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約払戻金の請求があったときには保険契約を復活することはできません。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
 3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。
 4. 会社が本条の復活を承諾した場合には、保険証券の発行を行わず、復活日を記載した書面により通知します。
 5. 会社が本条の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負い、その日を復活日とします。
 - (1) 保険契約の復活を承諾した後に、会社の指定した日までに第3項の金額を受け取った場合
第3項の金額を受け取った時
 - (2) 第3項の金額を受け取った後に、保険契約の復活を承諾した場合
第3項の金額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
 6. 前項の規定にかかわらず、復活日が契約日からその日を含めて90日以内の場合は、第8条（責任開始期）に定める日から会社は保険契約上の責任を負います。ただし、保険料の払込の免除については復活日から、会社は、保険契約上の責任を負います。
 7. 被保険者が保険契約が効力を失った日から前項に定める復活日の前日までの間にガンと診断確定されていた場合は、以下のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、復活は無効とし、保険契約は復活前の状態で解約されたものとします。
 - (2) すでに払い込まれた第3項の金額は、復活の際の告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
 - (3) 本項の適用がある場合には、第27条（告知義務違反による解除）の規定は適用しません。

10. 給付金の請求、支払時期および支払場所

(給付金の請求、支払時期および支払場所)

- 第15条** 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた給付金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して給付金を請求してください。
 3. 給付金は、前項の必要書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
 4. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

被保険者の第3条（給付金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無

(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

(3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前号に定める事項、第29条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

(2) 前項第2号および第3号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

(3) 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

(4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日

6. 前項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。

7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

11. 保険契約上の保全取扱

（保険料払込方法（回数）の変更）

第16条 保険契約者は、年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

（基準給付月額額の減額）

第17条 保険契約者は、基準給付月額額の減額を請求することができます。

2. 保険契約者が前項の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 本条の減額を行ったときは、将来の保険料を改めます。

4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

5. 本条の減額は、減額後の基準給付月額額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。

12. 保険契約者の住所の変更

(保険契約者の住所の変更)

第18条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じ。）を変更したときは、すみやかに会社へ通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

13. 給付金の受取人および保険契約者

(会社への通知による給付金の受取人の変更)

第19条 保険契約者は、給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、給付金の受取人を変更することができます。

2. 前項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
3. 第1項の通知が会社へ到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(保険契約者の変更)

第20条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(保険契約者または給付金の受取人の代表者)

第21条 保険契約について、保険契約者または給付金の受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または給付金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または給付金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

14. 給付金の受取人による保険契約の存続

(給付金の受取人による保険契約の存続)

第22条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、債権者等といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社へ到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金（この保険契約に付加されている特約の給付金等を含みます。以下、本条において同じとします。）の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社へその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社へ到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険契約（この保険契約に付加されている特約を含みます。）が消滅した場合または保険料期間が満了した場合において、会社が給付金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払

った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

15. 保険契約の無効・取消し

（詐欺による取消し）

第23条 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第24条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、その保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

（責任開始期前のガン診断確定による無効）

第25条 被保険者が告知前または告知の時から責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、保険契約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第27条（告知義務違反による解除）の規定は適用しません。
4. 責任開始期の属する日からその日を含めて5年以内に給付金等の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

16. 告知義務

（告知義務）

第26条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面（電磁的方法による場合を含みます。以下同じ。）で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面で告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

（告知義務違反による解除）

第27条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに給付金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主たる被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第28条 会社は、つぎのいずれかの場合には、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第26条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて2年を超えて継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が、第26条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

(重大事由による解除)

第29条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、給付金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金（第1

項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号ア. からオ. までは該当した者が給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下、本項について同じ。) は支払いません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。

3. 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については前項の規定を適用します。

17. 被保険者の業務の変更等の場合

(被保険者の業務の変更等の場合)

第30条 被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

18. 解約

(解約)

第31条 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

19. 払戻金および未経過保険料の返還

(払戻金)

第32条 この保険契約に解約払戻金はありません。ただし、保険契約締結の際に設定した保険証券記載の保険料払込期間が経過した後で、かつ保険契約の払い込みを要するすべての保険料が払い込まれているときは、基準給付月額と同額の解約払戻金があります。

2. 責任準備金は、経過した年月数（ただし、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数を上限とします。）により計算します。
3. 本条の払戻金の支払時期および支払場所については、第15条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

(未経過保険料の返還)

第33条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、保険契約が消滅したとき、または前条の解約払戻金もしくは責任準備金を支払うときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間に保険契約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

20. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第34条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢または性別の誤りの処理)

第35条 保険契約申込書（電磁的方法を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、その他のときは、正しい年齢に基づく保険料との差額を授受し、年齢および将来の保険料を改めます。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、正しい性別に基づく保険料との差額を授受し、性別および将来の保険料を改めます。

21. 契約者配当

(契約者配当)

第36条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

22. 時効

(時効)

第37条 給付金、払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになったときから3年間請求がない場合には消滅します。

23. 法令等の改正等に伴う保険契約の変更

(法令等の改正等に伴う保険契約の変更)

第38条 公的医療保険制度（別表41）等の改正等が行なわれた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

2. 前項の規定により、この保険契約の支払事由を変更する場合には、会社は変更日の2か月前までに、保険契約者にその旨を通知します。

24. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第39条 この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

25. 給付金の支払に特別条件をつける場合の特則

(給付金の支払に特別条件をつける場合の特則)

第40条 保険契約の締結または復活の際、被保険者となるべき者の健康状態、既往症等が会社の定める基準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれか1つまたは2つの方法により、会社は、この保険契約の給付金の支払について責任を負います。

- (1) 特定部位不担保法

この方法による場合には、会社の定めた不払期間中に別表11－2に定める特定部位のうちから会社が指定した部位（以下、「特定部位」といいます。）に生じたガン（特定部位に生じたガンが特定部位以外の部位に転移したものも含みます。）により、第3条（給付金の支払）に規定する給付金の支払事由が発生した場合には、会社はその給付金を支払いません。

(2) 給付金削減支払法

この方法による場合には、会社の定めた削減期間中に第3条（給付金の支払）に規定する給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、所定の各給付金の支払額に、会社が定める割合を乗じて得た金額を支払います。

2. 給付金削減の期間および割合は、危険の程度に応じて定めます。
3. この特則のみの解約はできません。

ガン治療特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 特約の給付金の支払
- 第3条 特約の給付金の給付限度
- 第4条 特約の保険料の払込の免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 特約の失効
- 第8条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の給付金等の請求、支払時期および支払場所
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 未経過保険料の返還
- 第18条 契約者配当
- 第19条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用

ガン治療特約

(2021年4月1日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者がガンにより所定の治療を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

(ガンの定義および診断確定)

- 第1条** この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(特約の給付金の支払)

第2条 この特約の給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ホルモン剤治療給付金	被保険者がつぎのすべてを満たすホルモン剤治療を受けたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的とするホルモン剤治療であること (2) 別表41に定める公的医療保険制度（以下、「公的医療保険制度」といいます。）における別表45に定める医科診療報酬点数表（以下、「医科診療報酬点数表」といいます。）または公的医療保険制度における別表46に定める歯科診療報酬点数表（以下、「歯科診療報酬点数表」といいます。）により薬剤料または処方せん料が算定される別表71に定めるホルモン剤（以下、「公的医療ホルモン剤」といいます。）を用いたホルモン剤治療であること	支払事由に該当した日が属する月ごとにホルモン剤治療給付月額	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金受取人
自由診療ホルモン剤治療給付金	被保険者がつぎのすべてを満たすホルモン剤治療を受けたとき (1) 責任開始期以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的とするホルモン剤治療であること (2) つぎのいずれかを満たすホルモン剤（以下、「自由診療ホルモン剤」といいます。）治療であること ア. 別表72に定める欧米で承認されたホルモン剤のうち、公的医療ホルモン剤以外のものを用いたホルモン剤治療であること イ. 公的医療保険制度における先進医療（別表44）（以下、「先進医療」といいます。）による療養（別表43）であること ウ. 別表70に定める患者申出療養による療養であること	支払事由に該当した日が属する月ごとに自由診療ホルモン剤治療給付月額	

1

無解約払戻金型終身ガン治療保険
（ガン治療特約）（Z03）普通保険約款

2

ガン治療特約

3

ガン手術特約（Z03）

4

ガン入院特約（Z03）

5

ガン先進医療特約（Z06）

ガン緩和療養給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院または通院（以下「ガン緩和療養」といいます。）をしたとき (1) 責任開始期以後に診断確定されたガンを直接の原因とする入院または通院であること (2) 病院または診療所（別表9）における入院（別表8）または通院（別表51）であること (3) つぎのいずれかに該当する入院または通院であること ア. ガン性疼痛緩和を目的とした医科診療報酬点数表（別表45）または歯科診療報酬点数表（別表46）によって別表58に定める疼痛緩和薬（以下「疼痛緩和薬」といいます。）にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること（その薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度（別表41）の対象となること） イ. ガン性疼痛等の各種症状の緩和を目的とした、医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院であること（その緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が公的医療保険制度の対象となること）	支払事由に該当した日が属する月ごとにガン緩和療養給付月額	
ガン治療関連給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当したとき (1) 責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする、厚生労働省が指定するがん診療連携拠点病院等における入院または通院であること (2) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表の算定対象となる入院または通院であること (3) (1)および(2)で行われた治療がガンの治療を直接の目的とするものであり、つぎの治療が行われた日が属する月と同一の月に行われたものではないこと ・主契約の抗がん剤治療給付金の支払事由に定める公的医療抗がん剤による治療 ・本特約のホルモン剤治療給付金の支払事由に定める公的医療ホルモン剤による治療 ・医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植 ・医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療（血液照射を除きます。） ・本特約のガン緩和療養給付金の支払事由に定めるガン緩和療養	支払事由に該当した日が属する月ごとにガン治療関連給付月額	

2. 公的医療ホルモン剤および自由診療ホルモン剤治療については、つぎの各号に定める日に、被保険者が公的医療ホルモン剤および自由診療ホルモン剤治療を受けたものとして取り扱います。

- (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じ。）により行われた場合
医師によりその公的医療ホルモン剤および自由診療ホルモン剤が投与された日

(2) 経口による投与が行われた場合

医師が作成した処方せんにもとづくその公的医療ホルモン剤および自由診療ホルモン剤の投薬期間に属する日のうち、その公的医療ホルモン剤および自由診療ホルモン剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります。）

(3) 前2号に該当しない場合

医師がその公的医療ホルモン剤および自由診療ホルモン剤を処方した日

3. 公的医療ホルモン剤治療について、被保険者が、同一の月にホルモン剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初のホルモン剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
4. 自由診療ホルモン剤治療について、被保険者が、同一の月に自由診療ホルモン剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の自由診療ホルモン剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
5. 公的医療ホルモン剤治療について、「医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により公的医療ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される公的医療ホルモン剤を用いたホルモン剤治療であること」には、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、公的医療ホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれるホルモン剤治療を含みます。
6. 公的医療ホルモン剤治療について、薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される処方および投与については、被保険者が当該処方せんに基づいて公的医療ホルモン剤の支給を受けた場合に限りホルモン剤治療給付金を支払います。
7. 自由診療ホルモン剤治療については、被保険者が自由診療ホルモン剤の支給を受けた場合に限り自由診療ホルモン剤治療給付金を支払います。
8. 公的医療ホルモン剤治療について、被保険者が同一の日にホルモン剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、ホルモン剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
9. 自由診療ホルモン剤治療について、被保険者が同一の日に自由診療ホルモン剤治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、自由診療ホルモン剤治療給付金はそのうちいずれか1つの治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
10. ガン緩和療養について、被保険者が、同一の月にガン緩和療養給付金の支払事由に該当する複数の入院または通院をしたとき（第1項ガン緩和療養給付金の表中、第3号のア.およびイ.の支払事由が重複した場合は含みます。）は、その月の最初の入院日または通院日に支払事由に該当したものとみなします。
11. ガン緩和療養について、薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんに基づいて疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限りガン緩和療養給付金を支払います。
12. ガン緩和療養について、疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院には、医科診療報酬点数表もしくは歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる入院または通院を含みます。
13. 公的医療抗がん剤治療については、つぎの各号に定める日に、被保険者が公的医療抗がん剤治療を受けたものとして取り扱います。
 - (1) 注射による投与が医師（看護師など医師の医療行為を補助する業務に従事する者を含みます。以下、本号において同じ。）により行われた場合
医師によりその公的医療抗がん剤が投与された日
 - (2) 経口による投与が行われた場合
医師が作成した処方せんにもとづくその公的医療抗がん剤の投薬期間に属する日のうち、その公的医療抗がん剤を投与すべきとされる日（ただし、被保険者が生存している日に限ります。）
 - (3) 前2号に該当しない場合

医師がその公的医療抗がん剤を処方した日

14. 公的医療抗がん剤治療について、被保険者が、同一の月に抗がん剤治療給付金の支払事由に該当する複数の治療を受けたときは、その月の最初の抗がん剤治療を受けた日に支払事由に該当したものとみなします。
15. 公的医療抗がん剤治療について、医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、公的医療抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる抗がん剤治療を含みます。
16. 入院について、被保険者がガン以外の原因による入院中にガンの治療を開始したときは、その治療を開始した日にガンの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
17. 手術について、被保険者が同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、2回目以降の手術もガン治療関連給付金の支払事由（3）の手術に含めます。
18. 手術について、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
19. 手術については、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植（以下、「診療行為」といいます。）が行われた日に、被保険者が手術を受けたものとして取扱います。
20. 前項において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取扱います。
21. 放射線治療について、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
22. 放射線治療について、被保険者が同一の放射線治療を複数回受けた場合で、かつ、当該放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療に該当するときは、2回目以降の放射線治療もガン治療関連給付金の支払事由（3）の放射線治療に含めます。
23. 放射線治療については、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為が行われた日に、被保険者が放射線治療を受けたものとして取扱います。
24. 前項において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取扱います。
25. 給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のものに変更することはできません。
26. 給付金の受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
27. 前項の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
28. 前2項により給付金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

（特約の給付金の給付限度）

- 第3条** この特約の給付金の支払は、ホルモン剤治療給付金、自由診療ホルモン剤治療給付金、ガン緩和療養給付金、ガン治療関連給付金の支払額を通算してホルモン剤治療給付月額に120を乗じた額を限度とします。ただし、自由診療ホルモン剤治療給付金、ガン緩和療養給付金、ガン治療関連給付金については、それぞれの支払月数を通算して12か月を限度とします。
2. 前項のホルモン剤治療給付月額に120を乗じた額と前条の規定により支払われた給付金の額を通算した額との差額が、給付金の額に満たなくなったときは、その差額を支払います。

3. 前条および前項の規定により、第1項本文の給付限度に達したときは、この特約は消滅します。

（特約の保険料の払込の免除）

第4条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

（特約の締結および責任開始期）

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第6条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。

5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第8条 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

（特約の復活）

第9条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が効力を失った日からその日を含めて6か月を超えた場合には、

会社は、この特約について前項の復活を取り扱いません。

3. 会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の給付金等の請求、支払時期および支払場所)

- 第10条** この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。
 3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

(特約の消滅)

- 第11条** つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) この特約の給付金の支払額が通算してホルモン剤治療給付月額に120を乗じた額に達したとき
2. 前項第2号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

- 第12条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
 3. 本条の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
 4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

(告知義務および告知義務違反)

- 第13条** この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第14条** この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の解約)

- 第15条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
 3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

- 第16条** この特約に解約払戻金はありません。

（未経過保険料の返還）

第17条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月未満切り捨て）に対応する保険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

（契約者配当）

第18条 この特約に対する契約者配当はありません。

（法令等の改正等に伴う支払事由の変更）

第19条 公的医療保険制度等の改正等が行なわれた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 前項の規定により、この特約の支払事由を変更する場合には、会社は変更日の2か月前までに、保険契約者にその旨を通知します。

（管轄裁判所）

第20条 この特約における給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

【備考】

がん診療連携拠点病院等

「がん診療連携拠点病院等」とは、全国で質の高いがん医療を提供することができるよう、厚生労働大臣が指定している病院等（がん診療連携拠点病院、小児がん拠点病院、がんゲノム医療拠点病院等）をいいます。

ガン手術特約（Z03） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 特約の給付金の支払
- 第3条 ガン特定手術給付金の給付限度
- 第4条 特約の保険料の払込の免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 特約の失効
- 第8条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の給付金等の請求、支払時期および支払場所
- 第11条 ガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額の減額
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第14条 告知義務および告知義務違反
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の払戻金
- 第18条 未経過保険料の返還
- 第19条 契約者配当
- 第20条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用

ガン手術特約（Z03）

（2021年4月1日実施）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者がガンにより手術または放射線治療を受けた場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

（ガンの定義および診断確定）

- 第1条** この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

（特約の給付金の支払）

第2条 この特約の給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン手術給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする手術であること (2) 病院または診療所（別表9）において受けた手術であること (3) 別表41に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）における別表45に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為または輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植であること	1回の手術につき、ガン手術給付金額	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金受取人

約款

1

無解約払戻金型終身ガン治療保険
（ガン）割保障（Z03）普通保険約款

2

ガン治療特約

3

ガン手術特約（Z03）

4

ガン入院特約（Z03）

5

ガン先進医療特約（Z06）

ガン特定手術給付金	被保険者がつぎのいずれかに該当する手術を受けたとき (1) 被保険者がつぎのすべてを満たす手術を受けたとき ア. 責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする手術であること イ. 病院または診療所（別表 9）において受けた手術であること ウ. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為であること エ. つぎのいずれかの手術であること a. 乳房観血切除術（別表 66） b. 子宮摘出術 c. 卵巣摘出術 d. 子宮または子宮附属器に分類される手術（b. の子宮摘出術ならびに c. の卵巣摘出術を除く） (2) 被保険者がつぎのすべてを満たす乳房再建術（別表 67）を受けたとき ア. 病院または診療所（別表 9）において受けた手術であること イ. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為であること ウ. 前号の支払事由に該当する乳房観血切除術を受けた乳房について行われた手術であること	1 回の手術につき、ガン手術給付金額×0.5	
ガン放射線治療給付金	被保険者がつぎのすべてを満たす放射線治療を受けたとき (1) 責任開始期以後に、診断確定されたガンの治療を目的とする放射線治療であること（すでにガン放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とします。） (2) その放射線治療が病院または診療所（別表 9）における放射線治療であること (3) その放射線治療が公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為であること（血液照射を除きます。）	放射線治療 1 回につき、ガン放射線治療給付金額	

- ガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額は同額とします。
- 前 2 項に規定するガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額の減額があった場合には、各日現在のガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額を基準とします。
- 被保険者が同時にガン手術給付金の支払事由に該当する 2 種類以上の手術を受けた場合には、いずれか 1 種類の手術を受けたものとみなして、ガン手術給付金を支払います。
- 被保険者が同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が 1 回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、第 1 項の規定にかかわらず、それらの手術については、最初に受けた 1 つの手術についてのみ第 1 項の規定を適用してガン手術給付金およびガン特定手術給付金を支払います。
- 手術について、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

7. 手術については、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為、輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植（以下本項から第8項までにおいて、総称して「診療行為」といいます。）が行われた日に、被保険者が手術を受けたものとして取扱います。
8. 前項において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取扱います。
9. 放射線治療について、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
10. 放射線治療については、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為が行われた日に、被保険者が放射線治療を受けたものとして取扱います。
11. 被保険者が同一の放射線治療を複数回受けた場合で、かつ、当該放射線治療が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療に該当するときは、第1項の規定にかかわらず、それらの放射線治療については、最初に受けた1つの放射線治療についてのみ第1項の規定を適用してガン放射線治療給付金を支払います。
12. 第10項において、開始した日と終了した日が異なる診療行為については、その開始した日に診療行為が行われたものとして取扱います。
13. 被保険者が同一の日にガン放射線治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、ガン放射線治療給付金はそのうちいずれか1つの放射線治療に対してのみ支払い、重複して支払いません。
14. 給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のものに変更することはできません。

（ガン特定手術給付金の給付限度）

第3条 この特約の保険期間を通じてのガン特定手術給付金の給付限度は、つぎのとおりとします。

ガン特定手術給付金の支払事由に該当する手術	給付限度
a.乳房観血切除術	1乳房につき1回
b.子宮摘出術	1回
c.卵巣摘出術	1卵巣につき1回
d.子宮または子宮附属器に分類される手術	1回
e. 乳房再建術	1乳房につき1回

2. 同時に複数の手術を行った場合および同時に両乳房もしくは両卵巣について手術を行った場合であっても、会社は、各手術および各乳房もしくは各卵巣毎にそれぞれ個別に手術を行ったものとして取り扱います。

（特約の保険料の払込の免除）

第4条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

（特約の締結および責任開始期）

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契

約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第6条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第8条 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

（特約の復活）

第9条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が効力を失った日からその日を含めて6か月を超えた場合には、会社は、この特約について前項の復活を取り扱いません。
3. 会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の給付金等の請求、支払時期および支払場所）

第10条 この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。

2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）

は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。

3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

（ガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額の減額）

- 第11条** 保険契約者は、ガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン手術給付金額およびガン放射線治療給付金額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の減額を行ったときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

（特約の消滅）

- 第12条** 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

（責任開始期前のガン診断確定による無効）

- 第13条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第14条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

- 第14条** この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

- 第15条** この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（特約の解約）

- 第16条** 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

（特約の払戻金）

- 第17条** この特約に解約払戻金はありません。

（未経過保険料の返還）

- 第18条** 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保

険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

(契約者配当)

第19条 この特約に対する契約者配当はありません。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第20条 公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 前項の規定により、この特約の支払事由を変更する場合には、会社は変更日の2か月前までに、保険契約者にその旨を通知します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[備考]

子宮または子宮附属器に分類される手術

「子宮または子宮附属器に分類される手術」には、公的医療保険制度（別表41）にもとづく医科診療報酬点数表（別表45）によって、産科手術に分類される手術料の算定対象として列挙されている手術は含まれません。

ガン入院特約（Z03） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 特約の給付金の支払
- 第3条 特約の保険料の払込の免除
- 第4条 特約の締結および責任開始期
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第10条 ガン入院給付日額の減額
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 未経過保険料の返還
- 第18条 契約者配当
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用

約款

1

無解約払戻金型終身ガン治療保険
（抗ガン剤保障）（Z03）普通保険約款

2

ガン治療特約

3

ガン手術特約（Z03）

4

ガン入院特約（Z03）

5

ガン先進医療特約（Z06）

ガン入院特約（Z03）

（2021年4月1日実施）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者がガンにより入院した場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

（ガンの定義および診断確定）

第1条 この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

（特約の給付金の支払）

第2条 この特約の給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン入院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする入院であること (2) 病院または診療所（別表9）への入院（別表8）であること	$\begin{array}{l} \text{（ガン入院給付日額）} \\ \times \text{（入院日数）} \end{array}$	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金受取人

2. 被保険者の入院中にガン入院給付日額の減額があった場合には、ガン入院給付金の支払額は各日現在のガン入院給付日額に応じて計算します。
3. 被保険者が転入院した場合、その転入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき転入院を証する書類がある場合には、前入院から継続していたものとして本条の規定を適用します。
4. 被保険者がガン以外の原因による入院中にガンの治療を開始したときは、その治療を開始した日にガンの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
5. ガン入院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のものに変更することはできません。

（特約の保険料の払込の免除）

第3条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

（特約の締結および責任開始期）

第4条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受

け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第5条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

（特約の失効）

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第7条 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

（特約の復活）

第8条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が効力を失った日からその日を含めて6か月を超えた場合には、会社は、この特約について前項の復活を取り扱いません。
3. 会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の給付金の請求、支払時期および支払場所）

第9条 この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。

2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

(ガン入院給付日額の減額)

第10条 保険契約者は、ガン入院給付日額を減額することができます。ただし、減額後のガン入院給付日額が会社の定める日額を下回る場合は取り扱いません。

2. 保険契約者が本条の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の減額を行ったときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の消滅)

第11条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

第12条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

第16条 この特約に解約払戻金はありません。

(未経過保険料の返還)

第17条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

(契約者配当)

第18条 この特約に対する契約者配当はありません。

(管轄裁判所)

第19条 この特約におけるガン入院給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

1

無解約払戻金型終身ガン治療保険
(がん割保障)(Z03)普通保険約款

2

ガン治療特約

3

ガン手術特約 (Z03)

4

ガン入院特約 (Z03)

5

ガン先進医療特約 (Z06)

ガン先進医療特約（Z06） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 給付金の支払
- 第3条 ガン先進医療給付金の給付限度
- 第4条 特約の保険料の払込の免除
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第7条 特約の失効
- 第8条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 未経過保険料の返還
- 第18条 契約者配当
- 第19条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用

ガン先進医療特約（Z06）

（2021年4月1日実施）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者がガンの治療を目的として、所定の先進医療による療養を受けた場合に、先進医療の技術料に応じてガン先進医療給付金、およびガン先進医療支援給付金をお支払いすることを主な内容とするものです。

（ガンの定義および診断確定）

- 第1条** この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

（給付金の支払）

第2条 この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン先進医療給付金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する療養を受けたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたガンを直接の原因とする別表43の療養であること (2) 別表41に定める公的医療保険制度における別表44の先進医療（以下、「先進医療」といいます。）による療養であること	先進医療にかかる技術料と同額	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金受取人
ガン先進医療支援給付金	被保険者がガン先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	20万円	

2. ガン先進医療支援給付金の支払は、同一の先進医療による療養について1回限りとします。
3. 給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のもので変更することはできません。

（ガン先進医療給付金の給付限度）

第3条 この特約によるガン先進医療給付金の支払は、ガン先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円を限度とします。

（特約の保険料の払込の免除）

第4条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

（特約の締結および責任開始期）

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契

約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第6条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、この特約の給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとしします。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第8条 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

（特約の復活）

第9条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約給付金の請求、支払時期および支払場所）

第10条 この特約の給付金の支払事由が生じたときまたはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。

3. 主約款に定める保険金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

（特約の消滅）

第11条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- （1）主契約が消滅したとき
 - （2）ガン先進医療給付金の支払額が通算して2,000万円に達したとき
2. 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

（責任開始期前のガン診断確定による無効）

第12条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第14条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（特約の解約）

第15条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

（特約の払戻金）

第16条 この特約に解約払戻金はありません。

（未経過保険料の返還）

第17条 保険契約が年払かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

（契約者配当）

第18条 この特約に対する契約者配当はありません。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第19条 別表41に定める公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。

2. 前項の規定により、この特約の支払事由を変更する場合には、会社は変更日の2か月前までに、保険契約者にその旨を通知します。

(管轄裁判所)

第20条 この特約における給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

悪性新生物保険料払込免除特約（Z03） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 保険料の払込の免除
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 特約の保険期間
- 第4条 保険料率
- 第5条 特約の失効
- 第6条 特約の復活
- 第7条 保険料の払込の免除の請求手続
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第10条 告知義務および告知義務違反
- 第11条 重大事由による解除
- 第12条 特約の解約
- 第13条 契約者配当
- 第14条 管轄裁判所
- 第15条 主約款の規定の準用

約款

6

悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）

7

ガン通院特約（Z03）

8

ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03）

9

ガン診断特約（Z03）

10

電磁的方法による申込等に関する特約

悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）

（2021年4月1日実施）

（保険料の払込の免除）

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、つぎの保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、将来の主契約および主契約に付加された特約（以下「主特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。

名称	保険料の払込の免除事由
免除保険料の払込の	被保険者が責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表55）に罹患し医師によって病理組織学所見（生検）により診断確定されたこと（病理組織学所見（生検）による診断確定については、病理組織学所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認められます。以下、同じ。）

- 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 保険料の払込が免除された後の保険契約上の保全取扱に関する主約款の規定は、この特約により主契約および主特約の保険料の払込が免除された場合に準用します。

（特約の締結および責任開始期）

第2条 保険契約者は、主契約の締結の際、この特約を主契約に付加して締結することができます。

- この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間）

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

（保険料率）

第4条 この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

（特約の失効）

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第6条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（保険料の払込の免除の請求手続）

第7条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

- 保険料の払込の免除事由が生じた保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して保険料の払込の免除を請求してください。

3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、本条の保険料の払込の免除の請求の場合に準用します。

(特約の消滅)

第8条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

- 第9条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガン（別表56）と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料（この特約を付加した場合の保険料と付加しない場合の保険料の差額をいいます。）は、告知前にガン（別表56）と診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第10条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の払込の免除事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

(告知義務および告知義務違反)

第10条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第11条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の解約)

第12条 この特約のみの解約は取扱いません。

(契約者配当)

第13条 この特約に対する契約者配当はありません。

(管轄裁判所)

第14条 この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第15条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

ガン通院特約（Z03） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 特約の給付金の支払
- 第3条 特約の保険料の払込の免除
- 第4条 特約の締結および責任開始期
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の給付金等の請求、支払時期および支払場所
- 第10条 ガン通院給付日額の減額
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 未経過保険料の返還
- 第18条 契約者配当
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用

ガン通院特約 (Z03)

(2021年4月1日実施)

約款

6

悪性新生物保険料払込免除特約 (Z03)

7

ガン通院特約 (Z03)

8

ガン診断後ストレス性疾患特約 (Z03)

9

ガン診断特約 (Z03)

10

電磁的方法による申込等に関する特約

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者がガンにより通院した場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

(ガンの定義および診断確定)

- 第1条** この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物または上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(特約の給付金の支払)

- 第2条** この特約の給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン通院給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当する通院をしたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする通院であること (2) 病院または診療所（別表9）における通院であること (3) つぎのいずれかに該当する通院であること ア. ガンの治療を直接の目的とする入院をした場合で、その入院の入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内の期間（以下「入院前通院期間」といいます。）に、その入院の直接の原因となったガンの治療を直接の目的として行われた通院 イ. ガンの治療を直接の目的とする入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間（以下「退院後通院期間」といいます。）に、その入院の直接の原因となったガンの治療を直接の目的として行われた通院 (4) 別表51に定める通院であること	通院1日につき、ガン通院給付日額	受取人 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金

2. 通院中にガン通院給付日額の減額があった場合には、各通院日現在のガン通院給付日額とします。
3. 被保険者が同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、ガン通院給付金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院した日数には含めません。
4. 被保険者がガン入院特約（Z03）のガン入院給付金の支払事由に該当する入院中の通院については、ガン通院給付金を支払いません。
5. 被保険者が退院後通院期間中に入院することにより新たに入院前通院期間が定められる場合は、既に定められた退院後通院期間はその入院した日の前日に終了するものとし、その入院に対しては、入院前通院期間はないものとします。

6. 被保険者が退院後通院期間が終了した後に入院することにより新たに定められる入院前通院期間が、既に定められた退院後通院期間と重複する期間がある場合には、既に定められた退院後通院期間が終了した日の翌日から新たに定められる入院前通院期間が開始するものとします。
7. 第1項第3号の支払事由イ. のガン通院給付金を支払う日数は、退院後通院期間あたり120日を限度とします。
8. ガン通院給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のものに変更することはできません。

(特約の保険料の払込の免除)

第3条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

(特約の締結および責任開始期)

- 第4条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
 5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

- 第7条** 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。
2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
 3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、この特約が効力を失った日からその日を含めて6か月を超えた場合には、会社は、この特約について前項の復活を取り扱いません。
3. 会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の給付金等の請求、支払時期および支払場所)

- 第9条** この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。
2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

(ガン通院給付日額の減額)

- 第10条** 保険契約者は、ガン通院給付日額を減額することができます。ただし、減額後のガン通院給付日額が会社の定める日額を下回る場合は取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
3. 本条の減額を行ったときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の消滅)

- 第11条** 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

- 第12条** 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。
2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

(告知義務および告知義務違反)

- 第13条** この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

- 第14条** この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

第16条 この特約に解約払戻金はありません。

(未経過保険料の返還)

第17条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

(契約者配当)

第18条 この特約に対する契約者配当はありません。

(管轄裁判所)

第19条 この特約におけるガン通院給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 特約の給付金の支払
- 第3条 特約の保険料の払込の免除
- 第4条 特約の締結および責任開始期
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第10条 ガン診断後ストレス性疾病給付金額の減額
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 未経過保険料の返還
- 第18条 契約者配当
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用

約款

6

悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）

7

ガン通院特約（Z03）

8

ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03）

9

ガン診断特約（Z03）

10

電磁的方法による申込等に関する特約

ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03）

（2021年4月1日実施）

（この特約の主な内容）

この特約は、被保険者がガンと診断された後5年以内に、所定のストレス性疾病を発病した場合に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

（ガンの定義および診断確定）

- 第1条** この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物または上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

（特約の給付金の支払）

第2条 この特約の給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン診断後ストレス性疾病給付金	被保険者がつぎのいずれにも該当したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後にガンと診断確定されたこと (2) (1)の日からその日を含めて5年を経過した日までに、ストレス性疾病（別表47）を発病したと日本の医師によって診断されたこと	ガン診断後ストレス性疾病給付金額	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金受取人

2. ガン診断後ストレス性疾病給付金の減額があった場合には、ガン診断後ストレス性疾病給付金の支払額は各日現在のガン診断後ストレス性疾病給付金額とします。
3. ガン診断後ストレス性疾病給付金の支払回数は、保険期間を通じて1回限りとします。
4. ガン診断後ストレス性疾病給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のものに変更することはできません。

（特約の保険料の払込の免除）

第3条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

（特約の締結および責任開始期）

- 第4条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開

始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

第5条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きします。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとしします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第7条 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きします。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が効力を失った日からその日を含めて6か月をこえた場合には、会社は、この特約について前項の復活を取り扱いません。
3. 会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。

2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

(ガン診断後ストレス性疾病給付金額の減額)

第10条 保険契約者は、ガン診断後ストレス性疾病給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断後ストレス性疾病給付金額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。

2. 保険契約者が本条の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の減額を行ったときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の消滅)

第11条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) この特約のガン診断後ストレス性疾病給付金が支払われたとき

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

第12条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻しません。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

(告知義務および告知義務違反)

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第14条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(特約の解約)

第15条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

第16条 この特約に解約払戻金はありません。

(未経過保険料の返還)

第17条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

(契約者配当)

第18条 この特約に対する契約者配当はありません。

(管轄裁判所)

第19条 この特約におけるガン診断後ストレス性疾病給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

約款

6

悪性新生物保険料払込免除特約 (Z03)

7

ガン通院特約 (Z03)

8

ガン診断後ストレス性疾病特約 (Z03)

9

ガン診断特約 (Z03)

10

電磁的方法による申込等に関する特約

ガン診断特約（Z03） 目次

この特約の主な内容

- 第1条 ガンの定義および診断確定
- 第2条 特約の給付金の支払
- 第3条 特約の保険料の払込の免除
- 第4条 特約の締結および責任開始期
- 第5条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第10条 ガン診断基準給付金額の減額
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 責任開始期前のガン診断確定による無効
- 第13条 告知義務および告知義務違反
- 第14条 重大事由による解除
- 第15条 特約の解約
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 未経過保険料の返還
- 第18条 契約者配当
- 第19条 管轄裁判所
- 第20条 主約款の規定の準用

ガン診断特約 (Z03)

(2021年4月1日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者がガンと診断された場合等に所定の給付を行うことを主な内容とするものです。

(ガンの定義および診断確定)

- 第1条** この特約において「ガン」とは、別表56に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

(特約の給付金の支払)

第2条 この特約の給付金は、つぎのとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
ガン診断給付金	被保険者がつぎのいずれかに該当したとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めてつぎのいずれかのガンと診断確定されたとき i. 上皮内新生物 ii. i.、iii.またはiv.以外のガン iii. 「TNM悪性腫瘍の分類」にⅢ期を含んだ病期分類が記載されているガンのうち病期分類上のⅢ期のガン iv. 「TNM悪性腫瘍の分類」にⅣ期を含んだ病期分類が記載されているガンのうち病期分類上のⅣ期のガンおよび別表73に定める特定のガン (2) 前(1)の初めてガンと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたガンの治療を直接の目的として入院（別表8）を開始したとき (3) 前(1)のガンと診断確定された後または(2)の入院中に、より上位の進行度を示す病期の支払事由(1) ii からivに応じたガン（特定のガンを含みます。）と診断されたとき	支払事由(1)に該当したときはつぎのいずれかの額 i. : ガン診断基準給付金額×0.1 ii. : ガン診断基準給付金額×0.5 iii. : ガン診断基準給付金額 iv. : ガン診断基準給付金額×1.5 (2) に該当したときは、該当した時点における支払事由(1) i からivに応じたガン診断給付金 (3) に該当したときは、その直前に支払った前(1)または(2)における支払事由(1) i からivに応じたガン診断給付金の額と、より上位の進行度を示す病期の支払事由(1) ii からivに応じたガン診断給付金の額に差額がある場合はその差額	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の給付金受取人

約款

6

悪性新生物保険料払込免除特約 (Z03)

7

ガン通院特約 (Z03)

8

ガン診断後ストレス性疾病特約 (Z03)

9

ガン診断特約 (Z03)

10

電磁的方法による申込等に関する特約

2. 前項に規定するガン診断基準給付金額の減額があった場合には、各日現在のガン診断基準給付金額を基準とします。
3. 減額した後に、第1項の支払事由(3)に該当したときは、つぎの①のガン診断給付金の額が②のガン診断給付金の額より高い場合には、その差額を支払います。
 - ①減額後のガン診断基準給付金額により計算された上位の進行度を示す病期の支払事由(1) ii から iv のいずれかのガン（特定のガンを含みます。）に該当するガン診断給付金の額
 - ②第2条第1項の支払事由(1)または(2)のときから減額の直前までに支払われたガン診断給付金の合計額
4. 被保険者が、初めてガンと診断確定された日またはガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に、診断確定されたガンの治療を目的とした入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなしてガン診断給付金を支払います。
5. 前項の初めてガンと診断確定された日またはガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日には、第1項の支払事由(3)に該当することにより支払われたガン診断給付金の支払日を含みません。
6. 被保険者が、ガン診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内にガン診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の支払事由(1)および(2)の規定にかかわらず、ガン診断給付金を支払いません。ただし、第1項の支払事由(3)の場合を除きます。
7. ガン診断給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外のものに変更することはできません。

(特約の保険料の払込の免除)

第3条 会社は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

(特約の締結および責任開始期)

- 第4条** 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
2. この特約の責任開始期は、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、その日からこの特約上の責任を負います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、会社がこの特約の主契約への付加を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を会社が受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）からその日を含めて91日目をこの特約の責任開始期とし、その日からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
 3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
 5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第7条 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じた場合には、未払込保険料をこの特約の給付金から差し引きます。

2. 給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。
3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約が効力を失った日からその日を含めて6か月を超えた場合には、会社は、この特約について前項の復活を取り扱いません。
3. 会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の給付金の請求、支払時期および支払場所)

第9条 この特約の給付金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。

2. 支払事由が生じたこの特約の給付金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の給付金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 主約款に定める給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の給付金の支払の場合に準用します。

(ガン診断基準給付金額の減額)

第10条 保険契約者は、ガン診断基準給付金額を減額することができます。ただし、減額後のガン診断基準給付金額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。

2. 保険契約者が本条の減額の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
3. 本条の減額を行ったときは、減額分は解約されたものとして取り扱い、将来のこの特約の保険料を改めます。
4. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の消滅)

第11条 主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(責任開始期前のガン診断確定による無効)

第12条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者がその事実を知っているか、知っていないかにかかわらず、この特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、告知前にガンと診断確定されていた事実を保険契約者または被保険者が知っていたときは、払い戻さず、この特約の解約払戻金を保険契約者に支払います。その他の場合は、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合には、第13条（告知義務および告知義務違反）の規定は適用しません。
4. 保険開始期の属する日からその日を含めて5年以内にこの特約の給付金の支払事由が発生しなかった場合には、本条の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第14条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（特約の解約）

第15条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

（特約の払戻金）

第16条 この特約に解約払戻金はありません。

（未経過保険料の返還）

- 第17条** 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月をこえる場合で、この特約が消滅したときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。
2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

（契約者配当）

第18条 この特約に対する契約者配当はありません。

（管轄裁判所）

第19条 この特約におけるガン診断給付金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

【備考】

1. 「TNM悪性腫瘍の分類」とは、国際対がん連合（UICC）の定めるものをいいます。なお、病期分類は、医師による悪性新生物の病期に関する診断が行なわれた時点における最新の内容によるものとします。
2. 病期とは、国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類または同分類に準じてもしくはこれとは別に公的に定められたものとして当会社が認めた病期分類における悪性新生物の進行度の指標をいい、

I 期からⅣ期（これらと同等の病状にあると認められる場合を含みます。）に該当すると医師により診断確定されたものをいいます。上位の進行度を示す病期とは、たとえばⅢ期からⅣ期へ進行した場合、Ⅳ期を指します。

約款

6

悪性新生物保険料払込免除特約（Z03）

7

ガン通院特約（Z03）

8

ガン診断後ストレス性疾病特約（Z03）

9

ガン診断特約（Z03）

10

電磁的方法による申込等に関する特約

電磁的方法による申込等に関する特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期の特則
- 第3条 契約内容の変更等の特則
- 第4条 告知義務の特則
- 第5条 保険料の払込免除に関する特則
- 第6条 必要書類の特則
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 主約款の規定の準用

電磁的方法による申込等に関する特約

(2021年4月1日実施／2021年7月21日改正)

(この特約の主な内容)

この特約は、主契約に付加し、保険契約の申込者、保険契約者または被保険者（「以下、「保険契約者等」といいます。）から会社に対して、また、会社から保険契約者等に対して、保険契約の申込や承諾の通知、契約内容の変更の請求や承諾の通知等を電磁的方法により行うことを主な内容とするものです。

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および第3条（契約内容の変更等の特則）に定める通知、表示または意思表示、契約内容の変更の請求等（以下、「通知等」といいます。）を行う場合電磁的方法によることの申出があり、かつ、会社がこれらを承諾した場合に適用します。

(責任開始期の特則)

第2条 主約款の責任開始期の規定に定める保険契約の申込み、承諾および承諾の通知は電磁的方法によって行います。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。

(契約内容の変更等の特則)

第3条 電磁的方法により、会社の定めるつぎの①から⑫までの請求の手続きが行われたときは、その旨を電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

- ① 保険金額、給付金額等の変更
- ② 保険契約者の住所の変更
- ③ 解約
- ④ 改姓・改名
- ⑤ 特約の中途付加
- ⑥ 保険金、給付金等の受取人の変更
- ⑦ 指定代理請求人の変更
- ⑧ 保険契約者の変更
- ⑨ 保険証券の再発行
- ⑩ 特約の解約
- ⑪ 復活
- ⑫ その他会社の定める保全取扱

(告知義務の特則)

第4条 主約款の規定にかかわらず、保険契約の締結の際、会社は支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち被保険者に告知を求める事項を電磁的方法によって表示します。表示した告知事項について保険契約者または被保険者は、電磁的方法によって告知してください。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(保険料の払込免除に関する特則)

第5条 主約款および主契約に付加されている各特約に定める保険料の払込みを免除したときは電磁的方法によって保険契約者に通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(必要書類の特則)

第6条 別表1の規定に定める必要書類については、会社所定の請求書の提出に代えて、電磁的方法によることができます。この場合、会社が定める本人認証手続が異常なく完了したことをもって保険契約者等の印鑑証明書が提出されたものとみなします。ただし、電磁的方法が不可能な場合はその他の方法を用いる場合があります。

(特約の消滅)

第7条 保険契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

(主約款の規定の準用)

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

[備考]

電磁的方法

本特約における「電磁的方法」とは、それぞれつぎに掲げる場合に依りて、つぎに掲げる方法を指します。

(1) 会社から保険契約者等に対して請求の承諾や通知等を行う場合

- ① 会社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ② 会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
- ③ 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- ④ 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

- ① 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
- ② 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

電磁的保険証券の発行に関する特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 保険証券の発行
- 第3条 特約の消滅
- 第4条 保険金等の請求に関する特則
- 第5条 主約款の規定の準用

約款

11

電磁的保険証券の発行に
関する特約

12

指定代理請求特約

13

口座振替特約

14

クレジットカード支払特約

15

ガン保険契約等の乗換に
関する特約

電磁的保険証券の発行 に関する特約

(2021年4月1日実施)

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して適用します。

(保険証券の発行)

第2条 この特約が付加された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険証券を電磁的方法により発行します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社は、保険契約締結の後、保険期間中に保険契約者から保険証券の書面の発行を請求された場合には、遅滞なくこれを発行します。

(特約の消滅)

第3条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約が消滅したとき

(2) 前条第2項の規定により、会社が保険証券の書面を発行したとき

(保険金等の請求に関する特則)

第4条 第2条（保険証券の発行）第1項の規定により会社が電磁的方法により保険証券を発行した場合には、主約款およびこの保険契約に付加された他の特約において、保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合、その規定を適用しません。

(主約款の規定の準用)

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

指定代理請求特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更
- 第4条 指定代理請求人による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第7条 特約の保険料の払込
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の払戻金
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 特約の更新
- 第14条 主契約の被保険者についての特則
- 第15条 主契約の準用

約款

11

電磁的保険証券の発行に
関する特約

12

指定代理請求特約

13

口座振替特約

14

クレジットカード支払特約

15

ガン保険契約等の乗換に
関する特約

指定代理請求特約

(2021年4月1日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が請求を行なうことを可能とするための特約です。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付のうち、つぎに定めるものとします。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一である場合に保険契約者が受け取ることとなる給付および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料払込免除

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 前2号のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、以下の書類を会社に提出してください。
- (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険契約者の印鑑証明書
 - (3) 保険証券
3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。
4. 前項の変更は、保険証券に裏書を受け、または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条で指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

2. 前項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、保険金等の請求書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
 - (1) 前項の事情の存在を証明する書類
 - (2) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類
 - (3) 主たる被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本
 - (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
 - (5) 主たる被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。
4. 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
5. 第1項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
7. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
8. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。また、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第5条 この特約を付加している場合には、保険契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金、給付金もしくは年金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第6条 この特約を付加している場合、主契約または付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者がその代理人として保険金等の請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項の定めるところにより取り扱います。

（特約の保険料の払込）

第7条 この特約は保険料の払込を要しません。

（特約の失効）

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第9条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第10条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

(特約の払戻金)

第11条 この特約の解約払戻金その他の払戻金はありません。

(特約の消滅)

第12条 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。

(特約の更新)

第13条 この特約が付加されている主契約が更新される場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。

2. 更新後のこの特約には更新日のこの特約の特約条項を適用します。

3. 第1項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、会社が保障内容を同様とする他の特約を取り扱っている場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項から前項の規定による特約の更新の取扱いに準じて、保障内容を同様とする他の特約に更新することがあります。

(主契約の被保険者についての特則)

第14条 この特約をつぎの各号の主契約に付加した場合には、本特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

(1) ガン保険

(2) ガン保険 (2001)

(3) 終身ガン保険

(4) 医療保険

(5) 医療保険 (2002)

(6) 終身医療保険 (2006)

(7) ガン保険 (2007)

2. この特約をつぎの各号の主契約に付加した場合には、本特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

(1) 学資保障用連生定期保険

(2) 収入保障保険

(3) 学資保障用定期保険

(主契約の準用)

第15条 この特約に特段の定めのないときは、主契約の規定を準用します。

口座振替特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 保険料の払込
- 第3条 責任開始期および契約日の特則
- 第4条 保険料率
- 第5条 保険料口座振替不能の場合の取扱
- 第6条 諸変更
- 第7条 契約日の特則
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 ガン保険契約に付加する場合の特則
- 第10条 ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則
- 第11条 ガン診断保険契約に付加する場合の特則
- 第12条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則
- 第13条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則
- 第14条 主約款の規定の準用

約款

11

電磁的保険証券の発行に
関する特約

12

指定代理請求特約

13

口座振替特約

14

クレジットカード支払特約

15

ガン保険契約等の乗換に
関する特約

口座振替特約

(2021年4月1日実施)

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱い金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

(保険料の払込)

第2条 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。ただし、保険契約者が同一であり、かつ、払込方法（回数）が月払の保険契約については、保険契約者から反対の申出がない限り、会社は保険料を合算して口座振替を行います。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

6. 会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

(責任開始期および契約日の特則)

第3条 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、会社の責任開始の日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。

2. 前項の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

3. 保険契約締結の際に、この特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行う場合、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

4. 第1項および第3項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第1項および第3項に規定する契約日を基準として計算します。

5. 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料率)

第4条 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第3条第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合せて2か月分の保険料の口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替応当日に再度口座振替を行います。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(契約日の特則)

第7条 保険契約者の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項ただし書および第3項を適用しません。

(特約の消滅)

第8条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(ガン保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約をガン保険に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金の支払および保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン

治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則

第10条 この特約をガン保険（2001）、終身ガン保険、ガン保険（2007）もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第6条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第5条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

（ガン診断保険契約に付加する場合の特則）

第11条 この特約をガン診断保険に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡給付金に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第4条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第3条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

（無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則）

第12条 この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第7条（責任開始期）に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

（無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則）

第13条 この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第8条（責任開始期）に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第8条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第7条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

（主約款の規定の準用）

第14条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

クレジットカード支払特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期および契約日の特則
- 第3条 保険料の払込
- 第4条 クレジットカードの有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱
- 第5条 保険料率
- 第6条 諸変更
- 第7条 保険料の払戻の特例
- 第8条 契約日の特則
- 第9条 特約の消滅
- 第10条 ガン保険契約に付加する場合の特則
- 第11条 ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則
- 第12条 ガン診断保険契約に付加する場合の特則
- 第13条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則
- 第14条 無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則
- 第15条 主約款の規定の準用

約款

11

電磁的保険証券の発行に
関する特約

12

指定代理請求特約

13

口座振替特約

14

クレジットカード支払特約

15

ガン保険契約等の乗換に
関する特約

クレジットカード支払特約

(2021年4月1日実施)

(特約の適用)

- 第1条** この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、保険契約者が、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）の会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づく会員または会員規約等により会社が指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の使用が認められている者と同であることを要します。

(責任開始期および契約日の特則)

- 第2条** この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社へ当該カードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾（この確認および承諾を以下「クレジットカード有効性の確認等」といいます。）した日を会社の責任開始の日とし、会社の責任開始の日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、クレジットカード有効性の確認等を行った日の属する月の翌月1日とします。
2. 前項の場合、会社は、保険契約の申込を承諾した後ただちに責任開始の日を保険契約者に知らせるものとします。
3. 第1項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。
4. 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料の払込)

- 第3条** 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。）にクレジットカード有効性の確認等を行い、クレジットカードによって会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、クレジットカード有効性の確認等を行った日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一のクレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
4. 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。
5. 会社は、保険契約者に対し、クレジットカードによる保険料の払込状況について定期的に通知します。

(クレジットカードの有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱)

- 第4条** クレジットカード有効性の確認等ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。
2. カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を

支払っている場合には、次の払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。

- (2) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。この場合、この変更が行われる前のその払込期月の保険料については第3条第2項は適用しません。
3. 第1項および第2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間満了日（第1回保険料の場合は会社の定めた日）までに、払込期月を過ぎた保険料を、会社の定める方法により、会社の本社に払い込んでください。

（保険料率）

第5条 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。

（諸変更）

- 第6条** 保険契約者は、クレジットカードを変更することができます。この場合、あらかじめ会社およびカード会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社およびカード会社に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
 3. カード会社がクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
 4. 会社またはカード会社の止むを得ない事情により、会社は、クレジットカード有効性の確認等を行う日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

（保険料の払戻の特例）

第7条 主約款または主契約に付加された特約の規定により、会社が保険料を払い戻す場合は、会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を払い戻します。ただし、第4条の第3項により保険契約者が保険料を直接会社に払い込んだ場合、およびクレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合はこの限りではありません。

（契約日の特則）

第8条 保険契約者の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項ただし書を適用しません。

（特約の消滅）

第9条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(ガン保険契約に付加する場合の特則)

第10条 この特約をガン保険に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金の支払および保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約、ガン保険（2007）契約もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）契約に付加する場合の特則)

第11条 この特約をガン保険（2001）、終身ガン保険、ガン保険（2007）もしくは無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第6条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第5条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン診断保険契約に付加する場合の特則)

第12条 この特約をガン診断保険に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡給付金に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第4条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第3条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）契約に付加する場合の特則)

第13条 この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤等保障）（Z02）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第7条（責任開始期）に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）契約に付加する場合の特則)

第14条 この特約を無解約払戻金型終身ガン治療保険（抗がん剤保障）（Z03）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「主約款第8条（責任開始期）に規定する保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第8条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第7条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(主約款の規定の準用)

第15条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

ガン保険契約等の乗換に関する特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結
- 第3条 乗換前契約の解約の効力
- 第4条 乗換後契約の責任開始期前にガンと診断確定された場合等の取扱い
- 第5条 乗換前契約の保険料の払込
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 乗換後契約の主約款の規定の準用
- 第9条 主契約に付加された特約の乗換を行う場合の特則

約款

11

電磁的保険証券の発行に
関する特約

12

指定代理請求特約

13

口座振替特約

14

クレジットカード支払特約

15

ガン保険契約等の乗換に
関する特約

ガン保険契約等の乗換に関する特約

(2021年4月1日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、新たな保険契約を締結することにより既に成立している保険契約を消滅させる場合で、新たな保険契約がガン保険契約等であるときの取扱いについて定めたものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義
ガン	別表56に定めるガンをいいます。
ガン保険契約等	つぎの各号のいずれにも該当する保険契約（保険契約に付加されている特約を含みます。以下同じ。）をいいます。 (1) 被保険者がガンと診断確定されたことまたはガンの治療を目的とした状態等が給付金または保険金（以下、「給付金等」といいます。）の支払事由に含まれていること (2) 前号の給付金等の支払に係る責任開始期を保険期間の始期からその日を含めて91日目とすること
主契約	主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。主契約に特約が付加された場合はその特約の特約条項を含みます。
乗換	新たな保険契約を締結することにより既に成立している保険契約を消滅させることをいいます。この場合、新たな保険契約の被保険者は、既に成立している保険契約の被保険者と同一であることを必要とします。
乗換前契約	保険契約の乗換により消滅することとなる保険契約をいいます。（付加された特約がある場合はその特約を含みます。）
乗換後契約	保険契約の乗換により新たに締結される保険契約をいいます。（付加された特約がある場合はその特約を含みます。）

(特約の締結)

第2条 この特約は、ガン保険契約等を乗換後契約とする保険契約の乗換を行う場合に、保険契約者の申出により、被保険者の同意および会社の承諾を得て、乗換後契約の主契約に付加して締結します。

(乗換前契約の解約の効力)

第3条 乗換前契約の解約は、乗換後契約の申込を会社が承諾した場合に、乗換後契約の保険期間の始期の属する日の前日の終了をもってその効力が生じるものとします。

2. 前項の場合、乗換前契約に解約払戻金（乗換前契約の主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定が

ある場合は、その未経過保険料を含みます。以下同じ。)があるときは、乗換前契約の主約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 乗換前契約の解約払戻金の計算は、乗換前契約の解約の効力が生じた日を基準とし、乗換前契約の主約款に定める方法により行うものとします。
 - (2) 乗換前契約の解約払戻金は、乗換前契約の解約の効力が生じた日または乗換後契約の申込を会社が承諾した日のいずれか遅い日からその日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
3. 第1項の規定は、乗換前契約の解約の効力が生じる前に、乗換前契約について消滅の原因となるその他の事由が生じた場合、その効力を妨げないものとします。

(乗換後契約の責任開始期前にガンと診断確定された場合等の取扱い)

第4条 乗換前契約の責任開始期以後、乗換後契約の責任開始期の属する日の前日（乗換後契約の責任開始期の属する日の前日より前に乗換前契約の保険期間が満了する場合は、乗換前契約の保険期間が満了する日とします。ただし、乗換前契約の主約款の規定により、乗換前契約が更新される場合を除きます。）までの間に被保険者がガンと診断確定されたことにより、乗換後契約が無効となる場合は、乗換前契約の解約の請求はなかったものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 乗換後契約（保険契約が更新された場合（複数回更新された場合を含みます。）はその更新後の保険契約を含みます。）について既に払い込まれた保険料（以下、「乗換後契約の既払込保険料」といいます。）を乗換後契約の保険契約者に払い戻します。
 - (2) 乗換前契約（保険契約が更新された場合（複数回更新された場合を含みます。）はその更新後の保険契約を含みます。）について払込期月が到来している保険料のうち、会社に対する払込がなされていない保険料（乗換前契約の解約の際に解約払戻金が支払われた場合は、その解約払戻金を含み、未経過保険料が払い戻された場合は、その未経過保険料を含みます。以下、「乗換前契約の未払込保険料等」といいます。）を乗換前契約の保険契約者は、会社の定める期限までに会社の定める方法により払い込むことを要します。
 - (3) 乗換後契約の保険契約者または給付金等の受取人（乗換前契約および乗換後契約またはそれらの主契約に指定代理請求特約が付加された場合は、その指定代理請求人を含みます。以下同じ。）が乗換前契約の保険契約者または給付金等の受取人と異なる場合は、乗換前契約の保険契約者が乗換前契約の権利義務を引き継ぎ、給付金等の受取人は乗換前契約の受取人とすることが出来ます。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、乗換前契約は、乗換後契約の保険期間の始期の属する日の前日に消滅したものとみなします。
- (1) 乗換前契約の保険契約者が前項第2号の規定により払い込むべき金額を会社が定める期限までに会社の定める方法により会社に払い込まなかったとき
 - (2) 乗換後契約の主約款の重大事由による解除に関する規定により、乗換後契約について解除の原因となる事由が生じていたとき
 - (3) 乗換後契約について、会社の定める期限までに申込みの撤回または解除をしたとき
3. 第1項に規定するほか、無効または取消の原因となる事由のいかににかかわらず、乗換後契約が無効となる場合または乗換後契約の締結が取り消される場合は、前2項の規定を準用します。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、この特約の特約条項の他の規定にかかわらず、乗換前契約は、乗換後契約の保険期間の始期の属する日の前日に消滅したものとみなします。
- (1) 乗換後契約の主約款の不法取得目的による無効に関する規定により、乗換後契約が無効となるとき
 - (2) 乗換後契約の主約款の詐欺による取消に関する規定により、乗換後契約の締結が取り消されるとき
4. この特約による保険契約の乗換後に乗換後契約と被保険者を同一とする他の保険契約（付加された特約がある場合はその特約を含みます。以下、本項において「他の保険契約」といいます。）が締結されたことにより、第1項の規定（前項の規定により第1項の規定を準用する場合を含みます。）にしたがって乗換前契約の解約の請求がなかったものとした場合に、乗換前契約と他の保険契約とを合算した給付金

額（保険金額、給付金日額または特約数を含みます。以下同じ。）が会社の定める限度を超えることとなるときは、その限度を超えないこととなるまで、乗換前契約の給付金額を減額し、または乗換前契約の一部を消滅させたうえで、第1項の規定を適用します。

（乗換前契約の保険料の払込）

第5条 乗換前契約については、乗換前契約の主約款の規定により、契約日から解約の効力が生じる日の属する保険料期間の末日までの保険料が払い込まれることを要します。

2. 乗換前契約に解約払戻金がある場合で、その請求にあたって、乗換前契約の主約款に定める解約払戻金の請求書類のうち、最終の保険料領収証の提出がなく、かつ、最終の保険料に対応する払込期月の末日が解約払戻金の請求を受けた日より後となる等の事情により、前項の保険料の払込を会社が確認することができないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第3条（乗換前契約の解約の効力）第2項第2号の規定にかかわらず、乗換前契約の解約払戻金は、つぎのア. からウ. に定める日のいずれか遅い日からその日を含めて5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

ア. 乗換前契約の解約の効力が生じた日

イ. 乗換後契約の申込を会社が承諾した日

ウ. 前項の保険料の払込の有無を会社が確認した日

(2) 乗換前契約の解約払戻金を支払うべき期限について、前号に定める期限を適用する旨を乗換前契約の保険契約者に通知します。

（特約の解約）

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第7条 つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(1) 乗換後契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(2) 第5条（乗換前契約の保険料の払込）第1項の規定により払い込むべき乗換前契約の最終の保険料が乗換前契約の主約款に定める保険料払込の猶予期間の末日までに払い込まれなかったとき

2. 前項の規定にかかわらず、乗換後契約が無効となったことまたは乗換後契約の締結が取り消されたことにより、乗換前契約の解約の効力が生じないこととなる場合（乗換前契約が無効となった場合または乗換前契約の締結が取り消された場合を除きます。）には、この特約は、その効力を失わないものとします。

3. 前項の場合、この特約は、つぎの各号のいずれかに該当したときに消滅します。

(1) 第4条（乗換後契約の責任開始期前にガンと診断確定された場合等の取扱い）第1項の規定が適用される場合（同条第3項本文の規定により、同条第1項の規定が準用される場合を含み、同条第2項第1号、第2号または第3項のいずれかに該当する場合を除きます。）は、同条第1項第1号および第2号の規定により、乗換後契約の既払込保険料が乗換後契約の保険契約者に払い戻され、乗換前契約の未払込保険料等が乗換前契約の保険契約者から払い込まれたとき

(2) 第4条（乗換後契約の責任開始期前にガンと診断確定された場合等の取扱い）第2項または第3項ただし書きの規定が適用される場合（同条第3項本文の規定により、同条第2項の規定が準用される場合を含みます。）は、その規定により、乗換前契約が消滅することとなったとき

（乗換後契約の主約款の規定の準用）

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、乗換後契約の主約款の規定を準用します。

(主契約に付加された特約の乗換を行う場合の特則)

第9条 主契約に付加された特約を乗換前契約または乗換後契約とする乗換を行う場合は、下表の「事由」ごとに、この特約条項の規定中、「読替前」欄に記載の字句をそれぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

事由	読替前	読替後
(1) 主契約の締結の際に主契約に付加された特約を乗換前契約とする場合	契約日	主契約の契約日
	払込期月	主契約の払込期月
(2) 主契約の契約日後に主契約に付加された特約を乗換前契約とする場合	契約日	その特約の付加の際に会社所定の保険料を会社が受け取った日の直後の主契約の月単位の契約応当日
	払込期月	主契約の払込期月
(3) 主契約の締結の際に主契約に付加された特約を乗換後契約とする場合	保険期間の始期	主契約の保険期間の始期
(4) 主契約の契約日後に主契約に付加された特約を乗換後契約とする場合	保険期間の始期	その特約の付加の際に会社所定の保険料を会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

2. 前項のほか、主契約に付加された特約を乗換前契約とする乗換を行う場合で、その主契約について乗換を行わないときは、第4条（乗換後契約の責任開始期前にガンと診断確定された場合等の取扱い）第1項第3号の規定は適用しません。

(別表1) 請求書類

(I) 保険金、給付金、保険料の払込の免除の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. ガン入院給付金 ガン通院給付金 ガン診断給付金 (2回目以降) ガン緩和療養給付金 ガン治療関連給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (災害入院給付金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (ガン通院給付金を請求する場合は、会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書) (5) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (ガン通院給付金を請求する場合) (6) 会社所定の様式による入院した病院もしくは診療所の入院証明書または会社所定の様式による通院した病院もしくは診療所の通院証明書 (抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・自由診療ホルモン剤治療給付金またはガン治療関連給付金を請求する場合) (7) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (8) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
2. ガン手術給付金 ガン特定手術給付金 ガン放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (5) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3. ガン診断給付金 ガン診断後ストレス性疾病給付金 抗がん剤治療給付金 自由診療抗がん剤治療給付金 ホルモン剤治療給付金 自由診療ホルモン剤治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (4) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

項 目	必 要 書 類
4. 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) その被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) その被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 給付金等の受取人が給付金を請求できない特別の事情の存在を証明する書類 (6) ご請求される給付金等の請求のための必要書類
5. 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合に限りです。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
6. ガン先進医療給付金 ガン先進医療支援給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療にかかわる技術料が記載されている先進医療を受けた病院または診療所の発行する領収書 (4) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (5) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注1）「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。

（注2）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、1. 2. 3. 5. 6. の請求については、会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。

(Ⅱ) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 保険料払込方法（回数）の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
3. 保険金額、給付金額等の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4. 保険金額、給付金額等の増額	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
5. 保険金、給付金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
8. 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

(別表2) 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。（ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものは除きます。）

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者（保険契約者が保険給付の対象となっている場合は保険契約者。以下表1において同じとします。）にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）		
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（備考1）		・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）		
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）		
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）		・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん＜嚥＞＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）		・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）		
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）		
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）		
・ 自然の力への曝露（X30～X39）		・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（備考2、3）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）		・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）

	・その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡 (X85～Y09)		
4. 法的介入及び戦争行為 (Y35～Y36)		・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的及び外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)		・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの (備考3)	
	・外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
	・治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
	・患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

(備考)

1. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
3. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

(別表3) 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(別表4) 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考〔別表3、別表4〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$1/4(a+2b+c)$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

（別表8）入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表9に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（別表9）病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

(別表11－2) 特定部位一覧表

分類番号	特定部位
1.	眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
2.	耳（外耳、鼓膜、中耳、内耳、聴神経および乳様突起を含みます。）
3.	鼻（外鼻、鼻腔および副鼻腔を含みます。）
4.	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5.	咽頭および喉頭（声帯を含みます。）
6.	甲状腺
7.	食道
8.	胃および十二指腸
9.	小腸および大腸
10.	盲腸（虫垂を含みます。）
11.	直腸および肛門
12.	肝臓、胆嚢および胆管
13.	脾臓
14.	気管、気管支、肺臓、胸膜および胸郭
15.	腎臓（腎盂を含みます。）
16.	尿管、尿道および膀胱
17.	睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18.	前立腺
19.	子宮
20.	卵巣および卵管
21.	乳房（乳腺を含みます。）
22.	皮膚
23.	頸椎部（当該神経を含みます。）
24.	胸椎部（当該神経を含みます。）
25.	腰椎部（当該神経を含みます。）
26.	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
27.	左肩関節部
28.	右肩関節部
29.	左股関節部
30.	右股関節部
31.	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32.	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33.	左下肢（左股関節部を除きます。）
34.	右下肢（右股関節部を除きます。）
35.	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
36.	保険証券またはこれに添付する書類に記載の部位

(別表41) 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

(別表43) 療養

「療養」とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。

(別表44) 先進医療

「先進医療」とは、別表41の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で行なわれるものに限り、）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表41の法律に定める「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

(別表45) 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

(別表46) 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

(別表47) 対象となるストレス性疾病

対象となるストレス性疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目・分類コード
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
摂食障害	F50
非器質性睡眠障害	F51
胃潰瘍	K25
十二指腸潰瘍	K26
潰瘍性大腸炎	K51
過敏性腸症候群	K58
更年期障害	1. 男性生殖器のその他の障害（N50）中、 男性生殖器のその他の明示された障害 （N50.8）のうち更年期障害 2. 閉経期及びその他の閉経周辺期障害 （N95）中、閉経期及び女性更年期状態 （N95.1）のうち更年期障害

(別表51) 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師法による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、別表9に定める病院または診療所および患者を収容する施設を有しない診療所において、外来で診察、投薬、処置、手術、その他の治療を医師の指示により受けることをいいます。（往診を含みます。）

(別表55) 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	

慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髓線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（備考）

1. 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
2. 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

(別表56) 対象となるガン

1. 対象となるガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
眼、脳及び中枢神経系のその他の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物 ＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症 骨髄線維症 慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／2・・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(備考)

1. 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。
2. 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

(別表58) 対象となる疼痛緩和薬

対象となる疼痛緩和薬とは、つぎのすべてを満たす薬剤をいいます。

1. オピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物をいいます。）であること
2. ガンによる疼痛（ガンの治療による痛みを含みます。）の緩和を目的として使用された薬物であること（ただし、手術時等の麻酔導入に伴って使用された薬物を除きます。）

(別表66) 乳房観血切除術

「乳房観血切除術」とは、乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、病変部の乳腺組織を摘出または切除する手術（乳腺腫瘍摘出術を含みます。）をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

(別表67) 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房観血切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁（皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。）または再建用の人工物を用いて正常に近い乳房の形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。単なる薬物・組織の穿刺注入の場合は除きます。

(別表68) 対象となる抗がん剤

対象となる抗がん剤とは、ガンを破壊またはガンの発育・増殖を抑制することを目的とした治療のために使用された、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている薬剤を指し、投薬または処方された時点において、つぎのいずれかに該当する薬剤をいいます。

- ① 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤
- ② 総務大臣が定める日本標準商品分類の医薬品において「8742 腫瘍用薬」に分類される薬剤。ただし、世界保健機関の解剖治療化学分類法による 医薬品分類のうちL02（内分泌療法）に分類される薬剤を除きます。
- ③ 再生医療等製品で、かつ薬価基準に収載された薬剤

（別表69）対象となる欧米で承認された抗がん剤

対象となる欧米で承認された抗がん剤とは、ガンを破壊またはガンの発育・増殖を抑制することを目的とした治療のために使用された薬剤を指し、投薬または処方された時点において、米国または欧州において承認されたものであり、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01（抗悪性腫瘍薬）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）、V10（治療用放射性医薬品）に分類される薬剤をいいます。

（注1）日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医がこれらと同等であると認めた抗がん剤を含みます。

（注2）「米国または欧州において承認されたもの」とは、例えば、つぎのものをいいます。

- （1）米国国立がん研究所（NCI）が定める抗がん剤
- （2）米国National Comprehensive Cancer Network（NCCN）のCompendium（便覧）に定める抗がん剤
- （3）米国食品医薬品局（FDA）がNew Molecular Entity（NME）Drug and New Biologic Approvals（新規分子化合物・新規生物学的製剤承認）またはNew Molecular Entity and New Therapeutic Biological Product Approvals（新規分子化合物・新規バイオ医薬品承認）の各年のリストに掲載した抗がん剤
- （4）欧州医薬品庁（EMA）がNew Active Substance（NAS、新規活性物質）として承認した抗がん剤

（別表70）患者申出療養

「患者申出療養」とは、別表41の法律にもとづき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行われるものに限り、）をいいます。

ただし、療養を受けた日現在、別表41の法律に定める「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

（別表71）対象となるホルモン剤

対象となるホルモン剤とは、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン、またはホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を指し、投薬または処方された時点において、ガンを適応症として厚生労働大臣により承認されている薬剤で、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL02（内分泌療法）に分類される薬剤をいいます。

（別表72）対象となる欧米で承認されたホルモン剤

対象となる欧米で承認されたホルモン剤とは、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモン、またはホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を指し、投薬または処方された時点において、米国または欧州において承認されたものであり、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL02（内分泌療法）に分類される薬剤をいいます。

（注1）日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医がこれらと同等であると認めたホルモン剤を含みます。

（注2）「米国または欧州において承認されたもの」とは、例えば、つぎのものをいいます。

- （1）米国国立がん研究所（NCI）が定めるホルモン剤
- （2）米国National Comprehensive Cancer Network（NCCN）のCompendium（便覧）に定めるホ

ルモン剤

- (3) 米国食品医薬品局（FDA）がNew Molecular Entity（NME）Drug and New Biologic Approvals（新規分子化合物・新規生物学的製剤承認）またはNew Molecular Entity and New Therapeutic Biological Product Approvals（新規分子化合物・新規バイオ医薬品承認）の各年のリストに掲載したホルモン剤
- (4) 欧州医薬品庁（EMA）がNew Active Substance（NAS、新規活性物質）として承認したホルモン剤

（別表73）対象となる特定のガン

対象となる特定のガンとは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
髄膜の悪性新生物＜腫瘍＞	C70
脳の悪性新生物＜腫瘍＞	C71
脊髄、脳神経及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C72
悪性新生物＜腫瘍＞、部位が明示されていないもの	C80
ホジキン＜Hodgkin＞リンパ腫	C81
ろ＜濾＞胞性リンパ腫	C82
非ろ＜濾＞胞性リンパ腫	C83
成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
非ホジキン＜non-Hodgkin＞リンパ腫のその他及び詳細不明の型	C85
悪性免疫増殖性疾患	C88
多発性骨髄腫及び悪性形質細胞性新生物＜腫瘍＞	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
細胞型の明示されたその他の白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織、造血組織及び関連組織のその他及び詳細不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C96
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45

骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞ (D47) のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3・・・・・・悪性、原発部位
／6・・・・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（備考）

- 上記1. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記1. に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときには、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。
- 上記2. の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた新生物があるときには、会社が認めた場合に限り、その新生物を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

お問合せおよび苦情・相談窓口

- ご加入の生命保険に関する各種お問合せ、お手続きに関するご相談は当社の「カスタマーケアセンター」までご連絡ください。

<カスタマーケアセンター>①



0120-236-523

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>

- 保険金・給付金等のお支払い手続きに関するお問合せは以下の専用フリーダイヤルまでご連絡ください。

<保険金・給付金等のお支払い手続き>①



0120-286-660

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

土曜日にお問合せをされる場合はこちらから*1



0120-236-523

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

*1 土曜日は、お問合せの内容によって後日ご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- ご契約に関する苦情・照会につきましては、当社の「お客様相談部」へご連絡ください。

<お客様相談部>



0120-860-129

[通話料無料
携帯からもご利用可能]

<受付時間>月～金曜日 午前9時～午後5時（※土日祝を除く）

- お客様からのお電話によるご相談・お問合せ等の場合には、正確な内容把握や今後のサービス向上のため、通話を録音させていただいております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メールまたはFAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談、照会、苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

<生命保険相談所>

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL：03-3286-2648 <受付時間>平日（休業日を除く）午前9時～午後5時

生命保険協会ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

① 受付時間はホームページにてご確認ください。（チューリッヒ生命ホームページ <https://www.zurichlife.co.jp/>）

この冊子はユニバーサルデザインフォントを使用しています。

チューリッヒ生命保険株式会社
〒164-0001 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 16 階

募04845

